# 平成 27 年 12 月 8 日

第5回南知多町議会定例会会議録

#### 12月8日(初日)

#### 1 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

日程第4 一般質問

日程第5 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について(山海地区内における交通事故))

日程第6 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度南知多町一般会計補正予算(第4号))

日程第7 議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の制定について

日程第8 議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第9 議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて

日程第10 議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

日程第11 議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)

# 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

# 3 議員の出欠席状況

出席議員 (11名)

1番 石 黒 正 重 3番 高 原 典 之 勝 藤井満 久 4番 清 水 英 5番 下 節 子 6番 Ш 7番 吉 原 一 治 居 恵 子 9番 松 本 保 8番 鳥

11番 榎 本 芳 三

10番 鈴川和彦

12番 榎 戸 陵 友

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

# 4 説明のため出席した者の職・氏名

長 石 黒 和 副 町 長 町 彦 北 川 眞木夫 三 総務部長 大 岩 総 務 課 長 中 川 昌 一 良 防災安全課長 検査財政課長 山 下 雅 弘 石 黒 廣 輝 税務課長 柴 田 幸 員 企 画 部 長 林 昭 利 企 画 課 長 地域振興課長 木 良 一 中 嘉 久 鈴 田 建設経済部長 仁 志 建設課長 中 吉 郎 吉村 田 産業振興課長 川端 徳 法 水 道 課 長 Ш 徹 相 廣二 厚 生 部 長 渡辺 三 郎 住 民 課 長 宮 地 福祉課長 神 谷 和 伸 環境課長 鈴 木 喜 雅 保健介護課長 教 育 長 鈴木 TF. 則 大 森 宏隆 学校教育課長 社会教育課長 石 川 芳 直 内 田 静 治 会計管理者兼出納室長 学校給食センター所長 細 谷 秀昭 鈴木茂夫

# 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[ 開会 9時30分 ]

# 〇議長(松本 保君)

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例議会に御出席をいただきまして、まことにありが とうございます。

師走となりました。残すところ1カ月を切りました。皆さんは、この1年をどのようにお過ごしいただいたでしょうか。

さて、テレビ等では雪不足という報道がありました。暖かい日、寒い日が続きます。 皆さん、お体に気をつけていただきまして、この12月の定例議会を乗り切っていきたい と思います。この1カ月を大切にして27年度を終了するということにしたいと思います ので、よろしくお願いします。

以上で挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 27年第5回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付して おります。

また、教育委員会委員長より南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありました。その報告書をあわせて配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

#### 〇議長(松本 保君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、藤井満久君、 6番、山下節子君を指名いたします。

# 日程第2 会期の決定

# 〇議長(松本 保君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間といたしたい と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

# 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### 〇議長(松本 保君)

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

# 〇町長 (石黒和彦君)

皆様、おはようございます。

本日ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれまして は御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、飲酒運転根絶運動決起大会について御報告いたします。

9月議会で条例制定をさせていただきました南知多町飲酒運転根絶に関する条例の施行日でありました12月1日に、飲酒運転根絶運動決起大会を総合体育館で行い、観光業、商工会、行政関係者ら約200人の出席を賜りました。

大会では、参加者全員で飲酒運転根絶宣言を唱和し、愛知県警交通安全教育チーム「あゆみ」の交通安全講話に引き続き、白バイやパトカー、1市5町の協力による青パト隊の車両出発式を行いました。今後は、町、町民など、事業者及び酒類提供者が一体となって飲酒運転根絶に向け啓発活動を推進してまいります。

次に、ふるさと南知多応援寄附金について御報告いたします。

ふるさと南知多応援寄附金、ふるさと納税につきましては、10月1日より寄附者にお 礼の気持ちを伝える謝礼品の拡充と、寄附方法の利便性を高めるために特設ホームペー ジの作成、インターネットで寄附が完了する仕組みの構築、クレジット決済及びコンビ ニエンスストアでの決済ができるシステムを導入いたしました。 謝礼品送付事業者につきましては、現在20の事業者が合計35の特産品及び宿泊券を謝 礼品として送付をしていただいているところでございます。

12月1日現在の実績としまして、南知多町にふるさと納税をお申し込みいただいた方の件数は150件、金額は400万5,000円であります。件数及び金額は、既に昨年度実績の2倍を超えている状態であります。いただきました寄附金に込められました寄附者の皆様の思いを常に心に秘め、本町のまちづくりのため有効に使用させていただく所存でございます。今後もふるさと南知多の魅力や特産品を全国にPRするため、ふるさと納税を推進してまいります。

次に、文化講演会につきまして御報告いたします。

文化講演会につきましては、著名人の講演会を通して広く町民の皆様が文化に触れ、時代の潮流を感じていただく機会を提供しようと、本年度も11月28日土曜日、総合体育館サブアリーナにおいて開催いたしました。俳優の岡本信人氏を講師に迎え、「人生自然流」と題して御講演をいただき、267人の方にお越しをいただきました。

最後に、マイナンバー、個人番号通知カードの配達状況などについて御報告申し上げます。

本町では、去る11月3日より約3週間にわたり、町内の3郵便局から世帯全員の通知カードとして7,273通が世帯主宛てに簡易書留により配達され、同月27日金曜日に配達不能分として316通が役場へ返還されました。配達完了割合としましては95.7%であります。今後は、返還された316通を再度案内はがきにより通知し、本人確認をした上で役場住民課の窓口にて受領していただくものとしています。

新しい制度でございます。制度の方向性を見きわめながら、町民の皆様が混乱しないよう対応してまいりたいと考えております。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告が1件及び専決処分の承認を求めることについてを初め9議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第6号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字山海地区内で発生しました交通事故について、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

議案第66号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成27年度南知多町一般 会計補正予算(第4号)であります。

その内容としましては、台風18号による町道等の災害復旧に要する経費につきまして、 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定に より議会に報告し、その承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ1,010万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を78億651 万5,000円としたものであります。予算の内容としましては、歳出におきまして災害復 旧費1,010万5,000円を追加し、歳入におきましては繰越金5,000円及び町債1,010万円を それぞれ追加したものであります。

議案第67号の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号が平成28年1月1日に施行されることに伴いまして、新たに条例を制定するものであります。

議案第68号の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第69号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第70号の南知多町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が同年9月30日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第71号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険 法施行規則の一部改正が平成27年9月29日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を 改正するものであります。

議案第72号は、平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,664万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を78億3,315万9,000円とするものであります。補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして議会費27万7,000円、総務費1,737万5,000円、民生費148万3,000円及び災害復旧費2,458万3,000円をそれぞれ追加し、衛生費831万4,000円、農林水産業費377万4,000円、商工費69万2,000円、土木費138万9,000円及び教育費290万5,000円をそれぞれ減額するものであります。また、歳入におきまして地方交付税1億4,945万円、国庫支出金301万6,000円、県支出金310万5,000円及び町債5,918万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金1億8,810万9,000円を減額するものであります。

議案第73号は、平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。 今回の補正は、歳入歳出それぞれ43万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を19億3,296万3,000円とするものであります。補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして地域支援事業費43万9,000円を減額し、歳入におきましては、国庫支出金17万1,000円、県支出金8万5,000円、繰入金8万5,000円及び介護予防サービス計画等収入9万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第74号は、平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正は、収益的支出を400万8,000円増額し、7億8,113万8,000円に、また資本的支出を2,117万6,000円減額し、4億8,338万3,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決を賜 りますようお願い申し上げます。

# 〇議長(松本 保君)

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

# 日程第4 一般質問

# 〇議長(松本 保君)

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことと いたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

12番、榎戸陵友君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしくお願いいたします。

マイナンバー制度を考える。

2015年9月3日に改正マイナンバー法が成立しました。正式名称は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律です。

この法によるマイナンバー制度は確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の 効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための 社会基盤であります。

具体的には、国民一人一人に特定の12桁の個人番号を付番し、さまざまな機関や事務 所に散在する国民の個人情報を個人番号によって名寄せ参照することで、行政などがそ れらの個人情報を活用しようとする制度です。

特に、社会保障分野では、自治体などの公的機関が保有する個人情報を情報連携システムで結ぶことにより、行政事務の効率化を高め、きめ細やかでかつ的確な事業の運営のできる社会の実現が図られます。また、税の分野ではより正確な所得等の把握が可能となり、微税などの負担の公平性の向上が図られます。

しかしながら、1つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては極めて効率的なものであることは確かですが、一たび流出したり、悪用されたりすれば、プライバシーの侵害や犯罪等の危険性を高めることも明白です。

さて、町内でも番号を知らせる通知カードが簡易書留で各世帯に届き始めています。 受け取ったらどうすればいいのか。そもそもどんな制度なのか。住民の中で十分理解している人は少ないのではないでしょうか。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- 1. マイナンバー制度を町ではどのように理解しているか。
- 2. マイナンバー制度のメリット、デメリットをどのように分析し認識しているか。
- 3. 現在の状況とマイナンバー制度実施後では、どのような違いや効果があるのか。また、行政事務はどのくらい効率化されるのか。
- 4. 平成28年1月から個人番号カードの利用が開始されると聞くが、具体的にはどのようなことか。また、必ずつくらなくてはならないのか。

- 5. マイナンバー制度を理解している住民は少ないと感じるが、どのような周知・啓蒙活動をしたか。また、今後の対応はどうか。
- 6. 高齢者や視覚・聴覚障害者など、情報弱者への配慮を必要とする周知についてはどのように考えているか。
  - 7. 外国人への説明や対応はどのように考えているのか。
  - 8. 民間事業者へのマイナンバー制度の周知はどのようにしているのか。
- 9. 民間事業者においては、給与計算ソフトやセキュリティーソフト更新等の負担が大きいと聞くが、それに対する補助金を町では考えているか。
  - 10. マイナンバー法には罰則はあるのか。
- 11. マイナンバー制度導入のため、町は情報システムを整備されたか。もしされたのであれば、既に支出した経費や交付金などの負担割合をお聞かせ願いたい。また、今後予想される経費があれば、お聞かせ願いたい。
- 12. 情報提供ネットワークシステムのセキュリティーはどのように確保されているのか。
- 13. 年金機構の個人情報流出問題があったが、情報漏えいが生じた場合の対処や対策はどのように考えているか。

以上で壇上での質問を終わります。町当局の明確なる回答をお願いいたします。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、榎戸議員からの御質問、マイナンバー制度を考えるについて13の御質問を いただいておりますので、順に答弁させていただきます。

御質問につきましては、1の4及び1の6につきましては厚生部長より、それ以外は 私、企画部長より答弁させていただきます。

それでは、榎戸議員からの1つ目の御質問でありますマイナンバー制度をどのように 理解しているかについて答弁させていただきます。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという ことの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民 にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であると理解してお ります。以上です。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

大変簡単に説明していただきましたけれども、マイナンバー制度の効果ということで、 公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、そして行政の効率化ということを期待 したいと思っております。

さて、マイナンバー制度を実施するには個人番号というものが必要となってまいります。今、それを知る通知カードが配付されております。そのマイナンバー通知カードの配付がおくれているわけですけれども、国では11月23日時点では、全5,673万通のうちの配達が完了したのは2,944万通と半数程度でありましたが、11月中には全戸配付するとしておりました。しかしながら、12月1日時点では、653万通は11月末までに配達できずに12月にずれ込むと発表されました。全体の11.5%に当たります。また、11月中には配達しましたけれども、転移や不在で受け取れないのは694万通、未配達と合わせると1,347万通が届いていないことになります。

都道府県別で見ても、最もおくれているのは愛知県の69.8%であります。不在や転移などの理由で受け取りができなかったカードは、1週間程度の再配達期間を経て、市町村で保管をされ、改めて通知したり、転居記録を調べたりして、可能な限り本人に届けることになっておりますが、配達のおくれによって時間の余裕がないのが実情です。

11月30日時点で、郵便局から市町村に保管先が移ったのは290万通と新聞にありました。それで、本町では通知カードの配達予定数は全部でどのぐらいですか、お聞かせ願いたいと思います。

### 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

#### 〇住民課長 (宮地廣二君)

ただいまの榎戸議員の本町での通知カードの交付、配達状況についてということでございますが、本町におきましては、先ほども町長の諸般報告のほうでお伝えさせていただきましたように、先月11月3日から町内の各世帯、7,273通になりますが、世帯主宛てに簡易書留、これは転送不可でございますが、そういった形で約3週間にわたり配達

をしていただいておるところです。先月の27日の金曜日に役場のほうへ配達不能分という形で返還されてきたものが316通、率にしまして4.3%でございますが、返還されてきております。これにつきましては、再度、案内通知を発送しまして、基本的には役場、住民課の窓口のほうへ本人さんを確認する身分証明証等をお持ちいただきまして交付させていただきたいというふうに思っております。

なお、総務省、国のほうからは3カ月ほど保管の後、これを破棄するようにというようなことも通達がありますので、本町におきましては3月末まで保管させていただきまして、その後、破棄させていただくということを予定させていただいております。

なお、その後の再交付につきましては、500円の再交付の手数料をいただくということになっております。以上でございます。

#### (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

316通が役場のほうに戻ってきているということですけれども、住民票があっても住んでいない方も中にはいると思いますけれども、そういった方々はどのぐらいいるか把握しておりますか。

#### 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

今の316通のうち、一応先ほどの簡易書留で送るという中で、転送不可ですので、その分が約60通ほどございました。あと残りの分について全てが転居先不明だということでもなく、受け取りを拒否されたという方もございますので、約200人ほどがそれぞれの都合によりまして、住所はこちらに置いてあるものの転居先が不明ということで配達不能になっているということでございます。以上でございます。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

3カ月をめどに処分するとありますけれども、3カ月たっても町のほうでとっておい

て、来たら上げるというのはできないんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

一応、総務省のほうからそのような通達がございまして、その期間を長くすればするだけ、なかなかとりに来てくれないのではないかという懸念もございますので、一応3カ月、しかしうちのほうはほかの市町より1カ月ほど早く配達も済んでおりますので、切りのいい年度末、3月末までということで約4カ月保管させていただきたいと思っております。以上でございます。

#### (12番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

あと受取拒否という方もいるそうですけれども、そういった方はどういうふうな手続 といいますか、どういうふうになるんですか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

確かにこの制度に御不満のある方とか、いろんな考えの方がございまして、このカード、この番号を受け取りたくないという方もお見えになります。ただし、マイナンバー法によりまして、10月5日に施行されておる中におきまして、各個人ごとにそういった個人番号が付設されておりますので、この番号は変わることがございませんので、特にこの番号を、通知カードをとっていただかなくても、行政機関のほうとして、私どもとしては番号はわかりますので、そのあたりは支障はないのでございますが、本人さんにとっては、これから1月以降、各種届け出、申請のほうでそういった個人番号を記載をするという行為が多々発生してくると思いますので、そのときに通知カードがなければ番号がわからないということになって不便を生じるかと思っております。以上でございます。

# (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

郵便局のミスや不祥事が各地で起きておりますけれども、例えば簡易書留を普通郵便 で送ったり、別の人に配達したりですけれども、本町ではそういったことは確認されて おりますか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

おかげさまで、そういった事件は一件もないというふうに承っております。以上です。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

マイナンバー制度において、本町では詐欺の事例があったか、確認されておるでしょうか。各地では登録料とか、削除料とか、システム使用料とか、いろいろなことで詐欺が起こっているようですけれども、本町ではどうでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

おかげさまで、そのほうにつきましても、特にそういった事件を聞いておりません。 11月中に電話ですとか、窓口のほうでいろんな通知カード等についての発送等について の御質問だとか、御相談ありましたが、約110件ほどですが、この通知カードがどのよ うなものか、また1月からの個人番号カードを申請したほうがいいのかとか、そういっ た内容がほとんどということでございまして、詐欺等ございませんでした。以上でござ います。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

そういった方もまだまだいるので、いろいろと周知を考えていただきたいと思います。

もう1つ、通知カードがほかの人に配付されて、個人番号がほかの人にわかってしまった、漏れた場合ですけれども、そういうときはこの番号はどうなるんでしょうか。

### 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

個人番号が他の人に漏れても、その番号だけでは実害が起こるというようなことはご ざいませんので、もし希望されるようであれば、やはり人に知られるということはよく ないということがありますので、そういった御相談があれば番号を変更することも可能 だというふうに考えております。

# 〇12番(榎戸陵友君)

次に移ってください。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、御質問1の2、マイナンバー制度のメリット・デメリットについて答弁させていただきます。

マイナンバー制度のメリットにつきましては、大きく3つあると認識しております。 1つ目は、行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられることでございます。

2つ目は、社会保障・税に関する行政の手続で添付書類が削減されることや、マイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性が向上されることでございます。マイナポータルというのは、情報提供等記録開示システムなど、具体的にはマイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのかが確認できる、または行政からのいろいろなお知らせを受け取れるインターネット上のポータルサイトでございます。29年1月より運用が開始される予定となっております。

それから3つ目でございます。3つ目は、所得をこれまでより正確に把握することできめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現することでございます。

デメリットに関しましては、新しい制度になりますので、地方公共団体や事業者の方 に制度の導入に伴う費用が発生することなどが考えられます。以上です。

(12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

そのほかにもメリットとして、災害時などに医療を必要としたり、支援を必要とする お年寄りや病人などを迅速に把握できる被害者台帳の作成に活用し、迅速な行政支援が 行われると。まだまだメリットとかデメリットとか、たくさんありますけれども、時間 がないので、次に行ってください。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の3、マイナンバー制度の効果、行政事務の効率化について答弁させていただきます。

現在は、各機関からの情報を氏名、住所などから名寄せを行っており、同姓同名、転居等、同一人の識別に手間がかかり、正確で効率的な名寄せには多大な労力が必要であります。マイナンバーにより情報の正確な名寄せ、突合が円滑になり、調査・選定等の事務が効率化されます。

今後、情報提供ネットワークシステム等の稼働により、他市町との情報の照会・提供が開始されれば、課税証明書の発行事務や文書照会への回答書作成事務の縮減や、案内・通知文書の発送にかえてマイナポータルを活用することにより発送事務の縮減が想定されております。以上です。

#### (12番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

続いて4番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

厚生部長、渡辺君。

# 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

御質問1の4、平成28年1月から個人番号カードの利用が開始されるとは、具体的にはどのようなことか。また、必ずつくらなければならないかにつきましての答弁でござ

います。

来年1月から利用が開始される個人番号カードは、11月に大部分の世帯に送られてきました個人番号通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書により申請をしていただきますと、来年1月以降に役場より交付されます。この個人番号カードの利用で、医療保険の申請や届け出など、さまざまな行政手続におけるマイナンバーの確認や本人確認の手段として用いることができたり、税の申告、e-Taxなど行政手続のオンライン申請等ができるようになりますので、住民生活の利便性の向上につながるものと考えられます。

また、必ずつくらなければならないかにつきましては、この個人番号カードの取得は、 義務ではなく希望される方のみのものであり、今すぐに個人番号カードを取得する必要 はないものと考えております。以上です。

(12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

あるまちでは、既に住基カードでコンビニで住民票や戸籍謄本などがとれるサービスを行っております。今後は個人番号カードに移行する予定となっておりますけれども、こういった本町でも、コンビニなどで各種の行政サービスを受け入れるような計画はありますか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

#### 〇住民課長 (宮地廣二君)

確かに近隣の市のほうでもコンビニ交付を1月から導入しようというところもあり、 全国的には今100カ所、来年度におきましては、さらにまた300市町村ということで予定 されておるところも聞いております。

本町におきましては、やはりコンビニ交付というのは、町外へ通勤、または通学されている方々、そういった方におきましても大手4コンビニエンスストア、全国で4万以上ありますが、そういったところでどこでもとれるというメリットはございますが、費用対効果、初期導入でいきましても数千万円、翌年度からのランニングコストにおきましても500万円以上かかるといったことからの費用対効果を考えますと、現在のところ

すぐに導入ということは考えてございません。以上でございます。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

今のところは考えていないということですけれども、将来的にはそういうもの、コンビニじゃなくていろいろな利用価値も考えられると思うんですけれども、そういったものを研究しておられるでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

厚生部長、渡辺君。

# 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

個人番号につきましては、今後いろんな利用範囲が広がっていくというふうに考えて おりますけれども、町独自で今現在こういったものに使うんだという部分はございませ ん。また、国のほうからの情報等収集いたしまして、どういったものに活用できるかを また検討していきたいと思っております。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

### 〇12番(榎戸陵友君)

例えば、各種の民間のオンラインの取引ができるようになったり、さまざまなサービスを搭載した多目的なカードになったり、あるいは引っ越しの際にワンストップで行政のサービスができるような、そういったこともできるようなので、そういったことも考えていただきたいと思います。

さて、今、町の職員が老人の見守りをしていると思いますけれども、そういった老人の方に個人番号カードを申請してあげてはどうかなと思いますけれども、どう思いますか。

# 〇議長(松本 保君)

厚生部長、渡辺君。

# 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

議員のおっしゃいます老人の方に個人番号カードをという部分でございますけれども、

今の活用だけで考えますと、どうしても必ずそれが今すぐ必要になるという部分ではなくて、今後いろんな形で利用できるということですので、それを見きわめてからの形になろうかと思います。以上です。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

番号は既に通知カードでわかっているということですけれども、その後の個人番号カードをつくるということです。これを今つくらないと、再発行の場合は500円か700円でしたかね、要るということで、今つくっておけばただでできるということで、100人も200人もつくるとまた町のほうの予算が要ると思いますけれども、その辺はどのように考えていますか。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

ただいまの榎戸議員のおっしゃいました手数料の関係でございますが、当初においては無料ということになっています。これはことしいっぱいですとか、今年度いっぱいとか、そういった期限つきのものではございませんので、最初にやった分につきましては無料というふうに考えております。

なお、手数料につきましては、マイナンバーカードにつきましては800円の再交付の 手数料となっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

わかりました。

しかしながら、もしつくってほしいという希望がある場合は、やってあげてもいいのではないかと思います。私も来てから、個人番号カード、ちょっとパソコンをいじってみましたけれども、すぐにデジカメで写真を撮って登録ができます。これぐらいのことは町の行政サービスとしてやっていただきたいなと思います。

それから、必ずつくらなくてはいけないのかという質問で、今のところはつくらなく てもいいということなんですけれども、この辺はもうちょっと、きちんとはっきり説明 をしていただきたいなと思います。

# 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

#### 〇住民課長 (宮地廣二君)

すぐにということでございますが、現在のところ、マイナンバーカードにつきましては身分証明というようなことになっておりますので、顔写真つきの身分証明でありますと、ほとんどの方が運転免許証等お持ちになられておりますので、そういったもののない方につきましては、やはり今の時期に申請していただきまして御利用いただけたらと思いますが、あと各種サービスにつきましても、また29年1月1日以降だとかいったところで、すぐにこれを使ってというのが今見えておりませんので、実際にそういったものが利用ができる、また必要となるということでありましたら、その時点で申請していただけたらよろしいのではないかというふうに考えております。以上でございます。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

その際にはよろしくお願いいたします。

次、5番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の1の5、マイナンバー制度の周知について答弁させていただきます。マイナンバー制度の周知・啓発についてございますが、広報「みなみちた」9月1日 号から順に制度の概要、マイナンバーの通知、特定個人情報保護評価、事業者向け導入 準備、通知カードの郵送、通知カードの取り扱いの記事を掲載し、また町のホームページにおきましてもマイナンバー関連の内容を掲載しまして、政府の関連ページへのリンクや問い合わせ窓口の紹介など、複数言語に対応しながら周知・理解の促進に努めてまいりました。

今後におきましても、町としての制度の円滑な運用に向けまして、引き続き広報紙や 町ホームページを中心に住民の皆様への周知・啓発に努めてまいりたいと思っておりま す。

#### (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

いろいろとやっていらっしゃるそうですけれども、よろしくお願いします。

マイナンバー制度について、テレビやテレビCMなどによって名前だけ知っているが、 内容まで知っている人は、民間の調査によりますと20%から30%と言われております。 広報や町のホームページで周知しているということですけれども、まだまだ十分ではあ りません。通知カードとは何か、個人番号カードとは何か、どうしてもつくらなくては いけないのか、どういうときに誰が必要か、また犯罪のいろんな手口等ありますが、わ かりやすく説明をする必要が今後ともあると思います。

各区で説明会を開いてはいかがでしょうか。また、区単位が難しいのであれば大字の 単位で実施してはどうでしょうか。答弁をお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

各区でのマイナンバー制度についての説明会を開いてはどうかという御質問でございます。

現在のところ、各区での説明を開く予定を持っておりませんが、各住民の皆様方がマイナンバー制度について御理解が十分進んでいるとは、まだまだ考えておりません。周知の方法につきましては、今からそういったまだマイナンバー制度をちょっと知らないんだという声が来ましたら、議員の皆様初め、いろいろなところでそのマイナンバー制度についての理解を広めていただくことが非常にありがたいと考えておりますが、町としましても、いろんな周知の方法については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# (12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

ありがとうございました。いろいろと検討していただきたいと思います。 6番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

厚生部長、渡辺君。

# 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

御質問1の6、高齢者や視覚・聴覚障害者など、情報弱者への配慮を必要とする周知 についてはどのように考えているかにつきましての答弁でございます。

マイナンバー制度を知っていただくことは大変重要なことでありますので、国・県・町などからいろいろな手法により情報を発信しています。住民票の住所地を介護施設の所在地に変更していないひとり暮らしの高齢者の方には、マイナンバー通知カードが介護施設で受領できるように手続を介護サービス事業者に依頼をしております。

また、視覚・聴覚障害者の方には、「御存じですか?マイナンバー」と題した点字と活字を大きくした広報紙及び音声広報CDを役場福祉課の窓口に備え、申し出があれば貸し出しも行っております。以上です。

(12番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

情報弱者の皆さんに有効に伝わるようにいろいろと施策をお願いしたいと思います。 7番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、御質問1の7、外国人への説明や対応について答弁をさせていただきます。 外国人への説明についてですが、町ホームページでは英語、中国語、ポルトガル語に 対応して自動翻訳機能がついておりますので、それを御利用いただく。また、広報紙、 町ホームページにおいて内閣府のサイトや外国語専用コールセンターを紹介させていた だいております。内閣府のサイトでは33カ国語で制度の説明が掲載されており、外国語 専用コールセンターでは5カ国語に対応しておりますので、こちらなどを最大限利用して対応していきたいと考えております。以上です。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

そういったことも普通の人といいますか、外国人の方々はわかりません。問い合わせがあったら、丁寧に教えていただきたいと思います。

8番お願いします。

### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の8、民間事業者への周知について答弁させていただきます。

広報、町ホームページに、一般向けの情報とは別に事業者向けの情報を掲載し、周知を行っております。国からは、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所等へ民間事業者へのマイナンバー制度周知協力を要請しており、その他各種団体等を通じて民間事業者へ周知されていると認識しております。以上です。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

総務省のほうでは、各地方公共団体において民間事業者向けの説明会を開催するに当たって、講師の派遣が必要な場合には適宜相談するよう通知しているとありますが、こういったものも利用して民間事業者にも周知徹底をしていただきたいと思います。

9番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の9、民間事業者への補助について答弁させていただきます。

民間事業者の方が制度に対応するため、セキュリティー対策、システム更新のための 費用負担が発生しているという状況は聞いておりますが、町が単独で番号制度対応の補助を行うことについては考えておりません。国・県でもマイナンバーに特化した企業向けの補助事業はありませんので、通常の中小企業向けの補助制度、全国商工会連合会等の融資などで対応していただくことになると思います。以上です。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

従業員が100人規模の企業では1,000万円ぐらいシステム導入に必要とされていると言われます。そのために一般企業の対応が間に合わないと報道されており、現場は大変混乱をしているということでございます。

その総務省では、中小企業の負担を少しでも軽減できるように、特定個人情報委員会 の事業者向けガイドラインの中で、中小企業事業者に配慮した措置を設けるとしており ます。どのようなことか認識しておりますでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

現在、総務省のほうで中小企業向けの補助制度が検討されているということでございますが、現在のところ私どものほうでその内容についてはまだ確認をしておりません。

#### (12番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

もしそういうのがはっきりしてきたら、また有効に使っていただきたいと思います。 次、10番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の10、マイナンバー法の罰則について答弁をさせていただきます。

マイナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第67条から第77条に罰則が規定されております。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると罰則の対象になります。違反した場合の罰則は、個人情報保護法、住民台帳法での罰則よりも重く規定されております。

# (12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

### 〇12番(榎戸陵友君)

いろいろな罰則があるようですけれども、4年以下の懲役または200万円以下の罰金、 あるいは6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金と、いろいろな罰則があるようでご ざいます。こういったものによく周知をしていただきたいと思います。

11番お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の1の11、マイナンバー制度導入のための情報システムの導入経費について答弁させていただきます。

マイナンバー制度に対応するため、平成26年度から総務省と厚生労働省により補助を受けまして、住民情報システムの改修等を実施しております。総務省補助金については、住民基本台帳システム、中間サーバー、団体内統合宛て名連携サーバーが10分の10、地方税システムでは3分の2の補助率となっております。厚生労働省補助金では、国民年金、特別児童扶養手当については10分の10、その他の社会保障システムは3分の2となっております。また、地方負担分につきましては、交付税での措置が講じられております。

既に支出しました費用としましては、平成26年度においては、住民記録、税・社会保障の各システム設計やプログラム開発、単体でのシステムテスト、団体内統合宛て名連携サーバーの構築などのシステム改修委託料や地方公共団体情報システム機構への負担金としまして3,014万1,000円を支出し、国庫補助金1,673万7,000円を受けております。

平成27年度におきましては、引き続き各システムの改修を行いながら、プログラムの結合や連携テスト等で5,999万6,000円の支出と、これに対応する国庫補助金2,172万6,000円を見込んでおります。

今後の支出の見込みとしましては、平成28年度には情報連携ネットワークとシステムとの連携など総合運用テストなどで2,644万円の支出と、それに対応する国庫補助金610万5,000円を見込んでおります。また、自治体情報システムのセキュリティー強化事業が現在予定されておりまして、現在、愛知県から説明を受けているところでございます。

今後、継続して必要になると見込まれる支出としましては、これからのシステム保守、 運用の費用や地方公共団体情報システム機構への負担金などが見込まれております。以 上です。

(12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

国はマイナンバー制度導入に際して、コストとしてシステム構築費など初期費用で2,700億円に加え、運用開始後も維持費で年間300億円必要であるとされております。その中で、本町では平成26年が3,014万円支出をして1,673万円の補助、平成27年では5,999万円で2,177万円、大体40%、60%ぐらいの補助を受けているわけでございますけれども、平成28年度は支出の割に補助が少ないような気もしますけれども、このような高額の税金を使っているわけでございまして、間違いのないような運営をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、続きまして御質問の1の12、情報提供ネットワークのセキュリティーについて答弁させていただきます。

情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理し、他の機関の個人情報が必要となった場合に、情報提供ネットワークを使用して情報の照会・提供を行う分散管理の仕組みを採用しております。マイナンバー、個人

番号をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築するということはなく、そこから 個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。また、情報の照会・提供を行うと きも、マイナンバーを直接使わず別の符号を用いた情報連携を行うようにしたり、通信 の暗号化をするなど、さまざまな措置を行い、さらに国の第三者機関である特定個人情 報委員会が監視・監督をしてセキュリティーを確保しているということでございます。 以上です。

(12番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

13番をお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の13、情報漏えいが生じた場合の対処・対策について答弁させていただきます。

基本的に、個人番号を取り扱う住民情報システムはインターネットに接続することなく運用しておりますので、個人情報が住民情報システムからインターネットを通じて情報漏えいすることはありません。

システム的対策としましては、セキュリティーソフトの導入だとか、外部保存制限、 アクセス管理などを行い、セキュリティー確保に努めております。人的対策としまして は、職員のセキュリティー研修、標的型メール攻撃の訓練等を実施し、職員のセキュリ ティー知識及び意識の向上に努めております。

万が一、情報漏えい等のセキュリティー事故が発生した場合は、本町が持っております緊急時対応計画に基づきまして危機管理チームを編成し、セキュリティー事故に対し被害を最小限に抑え、迅速に対応することとしております。

(12番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

12番、榎戸君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

ありがとうございます。

大変安全のように感じますけれども、12月1日に、マイナンバー制度は個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害とするとして、156人が国に個人番号の収集、利用差しとめや削減、1人当たり10万円の慰謝料を求める訴訟を起こしました。このような国民の一部が心配しているようなマイナンバー制度でございますけれども、よく考えて施行していただきたいと思います。

現政府が推し進めているこのマイナンバー制度は、確かに個人情報流出の危険性が懸念されますけれども、行政関連のスムーズな手続や管理などは簡素化され、日常生活が便利になることは間違いないと思います。また、各種のサービスも期待ができます。そして、何よりもマイナンバーは日本中でその人にとってただ一つのものです。これから一生つき合っていくものでございます。その辺に放置しておかない、他人に貸したり渡したりしないなどを気をつけて、まずは自分自身で自分の情報を守っていくことが何よりも重要であると思います。

町当局におきましては、情報管理をしっかりしていただいて、町民のためにマイナン バーによるいろいろな利便性を研究していただき、住民の暮らしやすい町を推進してい ただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

以上で榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時55分までといたします。

〔 休憩 10時41分 〕

[ 再開 10時55分 ]

#### 〇議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に4番、清水英勝君。

# 〇4番(清水英勝君)

ただいま議長のお許しをいただきましたので、行政と住民の協働につきましてと在宅 勤務者につきまして質問をさせていただきます。

質問の1、住民と行政の協働によるまちづくりとは。

第6次南知多町総合計画、第5期実施計画書の中に、住民と行政の協働によるまちづくり欄には、住民の多様なニーズに対応するため、ボランティア活動の促進や住民の自

主的なまちづくりの活動促進を図るとともに、男女共同参画社会の実現、交流活動の充実など、住民と行政の協働によるまちづくりを目指すとあります。

そこで質問をいたします。

質問の1、協働と連携について、コミュニティー組織やボランティアグループなどが 活動しやすい環境づくりを図るとあるが、町が考えている活動しやすい環境とは具体的 にどのような環境をいうのか。

次の質問、交流活動について、多様な国際交流を実施しながら国際社会に対応できる 人材を育成するとともに、外国人等が暮らしやすく、訪れやすい多文化共生のまちを実 現するとあるが、具体的にどのような施策、方針を考えているのか。

質問の3、行財政運営について、柔軟で機動力のある組織運営や行政評価との連動による効果的な行財政運営を図るとともに、広域的な連携や民間との役割分担により効率的な行財政運営を進めるとあるが、具体的にはどのような施策か。

質問の4、60から70歳の方は、体力も十分あり、技術も知恵もあり、時間的余裕も十分あり、プレミアム世代と呼ばれている。このプレミアム世代をどのように考えているか。また、南知多町のまちづくりに有効に活用することはできないか。

質問の5、各まちづくり協議会は活動資金の調達に大変苦労しており、そのことが活動の妨げにもなっている。各まちづくり協議会に公園管理や地域清掃、草刈りなどの軽作業を委託し、その委託料を活動資金に充てることはできないか。それこそが住民と行政との協働によるまちづくりと考えるが、いかがか。

質問の6、平成26年10月に実施された住民意識調査の中で、まちづくりにおける行政 と住民との関係調査の項目で、住民が望む形は「住民と行政が話し合い、役割分担をし ながら協働で取り組む」の割合が最も高くなっている。具体的に、住民は行政とどのよ うな関係、役割を望んでいると考えるのか。

次の質問に移ります。

大きい質問の2、在宅勤務者の移住促進。

トヨタ自動車が事務職と技術職の社員を対象に、週1日2時間出社すれば、それ以外 は終日自宅で仕事できる在宅勤務制度導入の検討に入った。その他大企業も相次いで在 宅勤務導入を検討している。政府も在宅勤務者増大を目標に掲げている。

在宅勤務者は、知識労働者と言われる層が多いと思う。これらの層は、当然よい子育て環境、よい教育環境を重視すると思う。南知多町の豊かな自然、そして今検討中の知

の拠点構想は大いに在宅勤務者にアピールできると考える。

そこで質問します。

質問の1、国や大企業の在宅勤務推進の方針をどのように考えるか。

質問の2、仮に南知多町に在宅勤務者を移住させるためには、どのような生活環境整備が必要と考えるか。南知多町に在宅勤務者の移住促進の実現性はあるのか。

質問の3、現在の宅地状況で地震津波の災害時にも安心できる安全な住宅地を移住希望者に提供することができるのか。

以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、御質問、住民と行政との協働によるまちづくりとはの御質問のうち、1の 1の協働と連携について、コミュニティー組織やボランティアグループなどが活動しや すい環境づくりを図るとあるが、町が考えている活動しやすい環境というのは具体的に どのような環境をいうのかにつきまして答弁させていただきます。

本町では、地域の自治会、いわゆる区やまちづくり協議会といったコミュニティー組織や各種のボランティアグループが、各地域においてさまざまな分野で活動されております。コミュニティー組織等が地域で活動を行うに当たって活動しやすい環境とは、活動するための拠点があること、活動への理解や参加など、啓発のための情報発信や活動紹介の場があること、安定的な活動資金の確保など、自立的かつ継続的な活動につながるような助成制度があること、組織運営の原動力となる人材を量的・質的に確保・育成するための研修会の開催や活動に対して助言を行うなどの支援制度があることなどと考えております。

具体的には、活動の拠点となる町公民館等の有効活用だとか、町のホームページや広報紙などによる情報発信、またことしの8月21日には総合体育館で南知多町まちづくり協議会主催による環境サミットが開催され、各地域で活動されている団体が日ごろから取り組んでいる活動を報告していただいております。

次に、助成制度としましては、区への活動費助成、各地域のまちづくり協議会への運営費交付金や事業費補助金、また地域の振興策を地域住民の方が自主的に考え実践する 事業に対して支援することを目的としました地域振興等支援事業補助金などがございま す。

次に、人材確保としましては、地域づくり活動をみずからの手で企画し、実践できる人材の育成を目的としました全国地域づくり人財塾への参加、また県が実施する地域コミュニティー活性化アドバイザー派遣事業を活用しました地域まちづくり協議会への専門家の派遣、各種研参会への参加など、町として人材育成・組織支援の場を案内させていただいております。

南知多町としましても、コミュニティー組織やボランティアグループなど、活動しや すいさらなる環境づくりを図っていきたいと考えております。以上です。

# (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございました。

そこで、今現在、この活動しやすい環境づくりというのは、町が考えている理想に対して10点満点中どれぐらいまでと考えているのでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

10点満点中何点かという評価については、自己評価になりますので、非常にまだまだという思いがあるところでございます。点数を申し上げていいのかどうかはわかりませんが、まだこれから進めなきゃいけない事業等もありますので、真ん中あたりかなというふうに思っております。

# (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

まだまだ足らないところがあるというのは、どのようなところが足らないとお考えなんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

まだまだ足りないという思いの中には、住民意識調査などで町民の皆様が満足度が十分であるという認識をまだ持っていただいていないというところで感じているところでございます。

さまざまな生活面、それから地域の環境の中で、どういった環境を住民の皆様が望んでいるかにつきましては、それぞれのいろいろな機会で住民意識調査等でお聞きしながら、それに対応する地域課題を解決するための施策を町としても考えるところでございますが、まだまだいろいろ満足度が低い中で、これからいろいろな施策を打っていかなければならないと、そういう思いでございます。

# (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

私もまだまだ住民の皆さんが満足していないんじゃないかなという思いもあります。 そして、多分いろいろなコミュニティー組織の人とかボランティアの人たち、その人たちが一生懸命活動されているんですけれども、ほかの住民の人との横のつながりとか、 そういうところが何かまだしっくりいっていないのかなと、そういうところをひとつ来 年度とか、そういう施策の中で、活動費とか運営費、お金の面の支援だけではなくて、 もう少し活動の内容的なことも支援することはできないんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

地域の環境づくりや活性化、地域課題についての解決策として、町としましては、町 ができることについては町がやらなきゃいけないことも含めてやっていかなきゃいけな いと考えております。

地域の皆さんが地域でそれぞれまちづくり協議会等で活躍していただいておることについては、地域で主体的になってまた活動していただく、それぞれ町と地域が協力してやっていただく、こういった地域の活性化について、町のほうではできる限り、まちづくり協議会のほうには先ほど申し上げたような運営費の交付金だとか、事業費の補助金を設けながら、地域の発案で考えていただくような地域支援事業の補助金等もあります

ので、地域での活用をこういった補助金を使っていただきながら、地域課題の解決に向けて、皆様方の提案の中からも、そういった地域課題の解決に向けた対策を町としても 考えていきたいと思っておりますし、地域の皆さんにもそういった面で活用していただ きたいと思います。以上です。

# (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

今、まちづくり協議会というのは、多分結成されて六、七年たっておると思うんですけれども、六、七年たってまだ十分環境づくりができていないということは、どこに原因があるとお考えでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

地域での連携ができていないというところについては、全く僕はできていないという ふうに考えてはおりませんけれども、地域のまちづくり協議会のほうでいろいろな地域 のコミュニティーづくりだとか、地域の課題に対する対応だとか、そういったものが 徐々に広がっている段階かと思っております。

その原因につきましては、地域の皆さんが自分たちの町は自分たちできれいにしていこう、課題を解決していこうという思いが、まだ十二分には共有されていない段階にあるのかなと思っております。そういったまちづくりのためのいろいろな施策等につきましては、地域のそういったまちづくり協議会を中心とした組織を初め、町としましても、広報等で情報発信をしながら活動に対する理解を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございました。

今のお話聞きまして、町のほうとしては資金面の補助とか、そして活動拠点を設けるとか、活動の場を設けるということに重点を置いているのかと思います。やっぱり協働というのは、もう少し行政とコミュニティー組織、住民が話し合いをして一緒の方向性を持ってやっていく必要が、そこにまだ満足度が達成していないのかなと思います。ぜひとも、これでまちづくり協議会等、六、七年たっておりますので、より一層活動しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

次の質問をお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の1の2、交流活動について具体的にどのような施策、方針を考えているかについて答弁をさせていただきます。

国際社会に対応できる人材の育成について、平成27年度では6つの小学校に対して560時間、5つの中学校に対して380時間、外国語を用いてのコミュニケーション能力の基礎を養うために外国人英語教師を派遣しております。また、多文化共生のまちを実現するために、東海愛知経営支援協同組合が受け入れる外国人研修生、主に中国、インドネシア、ベトナムのほうからお越しになってみえます150から180人の方ですが、こういった研修生の方に対しまして、日本での生活について、保健介護課、環境課、防災安全課より講師の派遣を年4回実施しております。

また、5年後に実施される東京オリンピックに向けて、ホストシティー・タウン構想などの説明会への参加、東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合への賛助会員登録をし、南知多町の魅力発信につきまして研究を始めております。以上です。

### (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

まことにまた申しわけないんですけど、その達成度はどれぐらいなんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

交流活動について、特に外国の方との交流活動等につきましてはまだまだ、これはちょっとかなりまだ実績として、それから実施状況としても町としては不十分な状況なのかなと思っております。

町内にお見えになります外国人の方は研修も含めてこちらのほうへ、いろんな働く場所への、働くということについて本町へお越しになってみえる外国人の方が多いわけでして、非常に期間的に限られた期間の外国人の方も多いと。ただ、町内でそういった外国人の方がお見えになることにつきましては、先ほど申し上げました暮らしやすい環境、それから南知多町での住民の方との多文化共生に関する考え方をもちまして、これからもいろいろな施策、対策を打っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

ぜひとも、住民もどのようにしたら外国人と一緒に暮らしやすい、多文化共生できる 生活ができるのか、そういうところも町のほうがちょっと指導していただきまして、住 民のほうにもそういう動きを与えてあげたらいいかなと思っております。

そして、昨年ですが、日間賀島のほうには三十数名の台湾高校生の修学旅行の方が見 えたと聞いたんですけれども、ことしはまたお見えになったんでしょうか。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

その台湾の方の来町、来島については、今のところ私のほうは確認しておりません。

#### (4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

私はすごく台湾の方、三十数名の高校生が修学旅行で来てくれたということは、南知

多町の国際化、そして外国の高校生の修学旅行者というのは観光についてもいいことだと思っております。ぜひとも単年度で終わらずに、毎年来ていただけるように町のほうも何らかの、もしできることがあればしてあげたらいかがかなと思います。これは希望ですので、よろしくお願いします。

済みません、次の質問をお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の3、行財政運営について、具体的にどのような施策なのかについて答弁をさせていただきます。

職員の意識・知識の向上、接客・窓口対応の改善をするために各種研修を実施し、住民サービスの向上を目指しております。また、一部事務組合など近隣市町村との連携による広域事業運営、町内各種団体、住民組織との協働事業を推進して、限られた財源の効果的な配分に努めております。

平成25年度よりプランシート及び事務事業評価書を導入し、住民にわかりやすい情報の公表を行っております。主要事業に成果目標を設定し、施策や事業の進捗状況を把握し、成果や問題点、課題を明らかにする評価を行い、その評価に基づき必要に応じて施策・事業の改善、見直しを行うなど、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行いながら効率的・効果的な行財政運営に努めております。以上です。

(4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

広域との連携というのは今わかったんですけれども、民間との役割分担というのは具体的にどういうようなことなんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

行財政運営を進めるに当たって、さまざまな施策を地域の課題に対して対応していく

わけですが、その効率的な、そして効果的な成果を得るためには、行政だけで進めるというわけにはいかないと考えております。そういった分野におきまして、先ほどまちづくり協議会の話も出ましたが、いろいろな民間事業者の方についても企業の社会貢献という視点で、新たな公という言い方もする場合がありますけれども、地域のいろいろなさまざまな課題に対して、その役割を担っていただくと。

その具体的な中身については、さまざまな課題に対する対応ですので、その企業の周 りの清掃活動もその一つでもあるかもしれませんし、それぞれの貢献策についてはたく さんあるのではないかなと思っております。

# (4番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

そうしますと、民間企業、例えば町内で集客するためのイベントとか、そういうこと も民間の力を使ってどんどんやっていただきたいと、そういうふうに解釈してもよろし いでしょうか。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

集客について民間主導でやっていくというところにつきましては、もちろんそういった方法もあるかと思います。

町のほうでは、交流人口をふやすための施策、それが地域の観光にも、それからいろんな商工業の関係での振興につながるという、地域の産業振興につながるという視点では、人の流れが南知多町に起こるという視点でいろいろな施策等を考えていく必要があると考えておりますが、それをやっていく上では、民間の事業者の方が中心になってやられる場合もあれば、民間と行政が共同してやるケースも今後出てくる可能性もありますけれども、手法についてはそういった提案に基づいて町も検討しながら、町がやっていかなきゃいけないことについては、お手伝いできる部分についてはお手伝いしながら進めていくべきだと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### (4番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

# 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

ぜひとも南知多町、いろんな公園とか、それから町が持っている施設がございますので、民間のほうにも使わせていただきまして、最初にありました1番のところで環境づくり、活動の場を提供するということもありました。ぜひとも今よりもう少し柔軟に考えていただきまして、民間のほうの活動しやすい、そういうところも考えていただきたいと思っております。

あと1から3につきまして、この住民と行政の協働によるまちづくり、ここにはあとほかに6つの施策というか、方針が載っています。そして、私が知る限り、今第5期実施計画書なんですけれども、第3期実施計画書からここの欄につきましては、全部の施策、6つとも、それから中の内容も全く3期、4期、5期同じ内容が書いてあるんですけれども、これはどのように解釈したらいいんでしょうか。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

実施計画につきましては、総合計画に位置づけられているものでございます。総合計画が町の最上位計画としてありまして、それに基づく基本計画、基本計画を実施するための実施計画、こういった3段階の構想になっております。

実施計画に上げてございます基本的な目標、施策に対する考え方はもともとは基本構想に基づく考え方の中で、それぞれ具体的な施策をどう実施していくかというというところで、3年間ローリングで実施計画を上げておりますので、基本的な目標等の設定については変わらないというところでございます。以上です。

#### (4番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

そうすると施策、ここに書いてある文面は変わらないけど、具体的な中の施策という のは毎年いろんなことをやられて対応しているという解釈でいいのかなと今聞いて思い ました。 次、4番の質問お願いいたします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは次に、御質問の1の4、60から70歳の方は体力も十分あり、技術も知恵もあり、時間的余裕も十分ありプレミアム世代と呼ばれている。このプレミアム世代をどのように考えているのか。また、南知多町のまちづくりに有効に活用することはできないかにつきまして答弁させていただきます。

議員のおっしゃるプレミアム世代でございますが、各地域まちづくり協議会においては、多くのプレミアム世代の方が会員となり活発に活動をされております。体力も十分あり、技術や知恵も兼ね備え、比較的時間的余裕もあるということから、まちづくり活動を行っていく上では貴重な存在であると考えております。プレミアム世代の方がさらに多く地域のまちづくりに携わっていただければ、まちづくりの活動が大きな力になると期待するものでございます。

しかしながら、プレミアム世代といってもまだまだ現役で働いている方もお見えになると思いますので、地域まちづくり協議会での意向をお聞きしながら、まちづくりに興味のあるプレミアム世代の方に地域のまちづくりに参加していただくよう、お声がけをしていただくようにお願いしていきたいと考えております。以上です。

(4番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

まちづくり協議会の方たちにそういう活動をしていただきたいと願っているということなんですけれども、町のほうとしてももう少し積極的に、今のお話を聞いているとすごい受け身的な感じがするんですけれども、積極的に60代、65歳、70代の人を、70歳までの人を活用するとか、まちづくり協議会だけではなくて、介護の面とか何かそういうところで活躍する場を与えるとか、そういう具体的な何かはできないんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

プレミアム世代の方の活躍の場につきましては、議員がおっしゃるように、先ほど申し上げたような知恵も技術も、それから時間的な余裕もあるという方の中で、地域にある課題をその人の力をおかりしながら活躍できる場があるかと思います。それぞれのお持ちの技術やそういった知恵につきましては個々に違うわけですが、そういった方を地域でも見つけ出していただく中で活躍していただけたらと思います。

具体的に、町がそういった方を見つけ出す、そういった作業についてはなかなか難しい面があるのかなと、逆に地域の方がそういった方にお声がけをしていただきながら、できる範囲でのその人の能力を生かせる場であれば、協力していただきながらまちづくりに協力していただくという体制が望ましいのかなというふうに考えております。

### (4番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

町がそういう人材を見つけ出すのは大変難しいというのは私もよくわかる気がします。ですけど、一番最初のところで、活動しやすい場の提供のところで、場所は提供するという話はありました。例で言えば、観光ボランティアの人たちとか、そういう人たちを集める場を提供してあげて、そういうきっかけづくりというのは、やはり今町がやっていただかないと、まちづくり協議会等はちょっと難しいのかなと思います。今、そういうもののきっかけづくりというのは何かしていただけないかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

まちづくり協議会、それからそういったプレミアム世代の方の活躍の場を、活動の場として町が提供できないかという御質問でございますが、町としまして御提供できるいろんな公民館等の施設については、公民館の利用の規定等もございますので、その利用の規定の範囲内において御活用していただけることはできるかと思います。

具体的に、その地域の活動を町のほうから促すということについては、やはり地域の まちづくりが今からどんなことをしたいのかというところを地域のほうで考えて、地域 の課題に向けての活動をされるというところで提案していただく中で、町としてはそう いったことに対しましてはいろいろ御相談を受けながら、町として協力できる部分については、町の施設等の利用も含めて相談に乗っていくことはできると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

申しわけありません。私、場所と言ったのは、私の考えの中では、公民館とかそういうものを提供するということじゃなくて、その活躍する組織というんですか、そういう枠組みをつくっていただけんのかなということでずっと解釈しておりました。ということは、町は場所の提供はするけど、そういう活躍する枠組みをつくるということは、それは住民がやってもらえればいいと、そういうことなんですか。

### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

私のほうはそういう答弁の仕方をさせていただきましたので、議員さんとのちょっと ずれが生じたかもしれません。申しわけございませんでした。

プレミアム世代だとか、まちづくり協議会だとか、地域の課題を解決する、それから地区の自治体、それからNPOの皆さんが活動する場において、そういう機会というか、場所というよりも機会を提供するという意味合いでの御質問であったかなと思いますけれども、町のほうはいろいろな課題を解決する上で、誰がどういうふうにどんな形で動いたらいいのかと考える段階では、それぞれの地域や町やそういった各種団体がどういった立場で、どんな役割を持って活躍していただくのかという段階において、いろいろな組織だとか、プレミアム世代だとか、そういった方々がどう動いていただくかを考えながら、そういったことについても検討しながら、これは地域の皆さんと御相談をしていきながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

私、プレミアム世代の方、どんな活用できるかなと自分なりに考えてみました。例えば休耕地、ここの再利用、そういうこと。それから観光ボランティアさんの育成というか、観光ボランティアをやっていただくとか、そして予防介護に活躍していただくとか、そしてあと地域での伝統を伝えること、そういうことに活躍していただけるかなと思っております。ぜひとも60代以上のプレミアム世代の方たちが活躍できる機会、枠組み、そういうのを町でも考えていただきたいと願っております。

次の質問をお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

次に御質問の1の5、各まちづくり協議会は活動資金の調達に大変苦労しており、そのことが活動の妨げになっている。各まちづくり協議会に公園管理や地域清掃、草刈り等の軽作業を委託し、その委託料を活動資金に充てることはできないのか。それこそが住民と行政との協働によるまちづくりと考えるが、いかがかにつきまして答弁させていただきます。

各地域まちづくり協議会において、活動資金の調達に大変苦労している協議会もあるということはお聞きしております。活動資金の調達について、議員のおっしゃる公園管理や地域清掃、草刈りなどの軽作業によって、その委託料を活動資金に充てるということも一つの方法であると考えておりますが、現在、公園管理に関しましては区や老人クラブ、婦人会などにお願いしており、草刈りに関しましてはシルバー人材センターに委託しているのが現状でございます。委託先に関して、区や老人クラブ、婦人会などから、すぐに各地域のまちづくり協議会に委託先を変更するということは難しいと考えております。

今後、各地域まちづくり協議会に委託する軽作業などがあれば、各地域まちづくり協議会の御意向をお聞きしながら検討していきたいと考えております。

(4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

町としては、このまちづくり協議会の活動資金というんですか、活動費関係はどのようにするのが一番いいんじゃないかとか、何かそういう考えはありますか。

### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

各地域のまちづくり協議会の原資となるような資金の調達につきましては、いろいろ 私どものほうでお聞きしている中では、各まちづくり協議会の所属団体というか、構成 員でもあるいろいろな組織からのお金を、会費であったり、寄附であったりするのかな と思いますけれども、調達しているという現状を聞いております。活動費について、非 常に町のほうから、いわゆる活動に対する運営費の交付金というものについては交付さ せていただいておりますが、事業費につきましては、やはり一部地域からの原資が要る ということでございますので、その寄附については、やはり地域で自分たちの活動費と してそのお金を準備していただく必要があると思いますが、今こういった方法が資金の 調達の方法でいいというところについては、町としては今の段階でこのほうがいいとい うふうに申し上げる段階ではないと思っております。

#### (4番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

清掃とかそういうことはありますけれども、どぶ掃除とか、それから川の掃除とか、 探せばまちづくり協議会に委託できるようなことはまだあると思います。ぜひともその 辺も考えていただければと思っております。

次の質問をお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは次に御質問1の6、平成26年10月に実施した住民意識調査の中で、まちづくりにおける行政と住民との関係調査の項目で、住民が望む形は「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」、この割合が最も高くなっている。具体的に

は住民は行政とどのような関係、役割分担を望んでいるのかと、こういった御質問でご ざいます。答弁させていただきます。

南知多町におきましては、第6次南知多町総合計画におきまして、協働と連携における南知多町の将来の姿としまして、地域を少しでもよくしたいという地域住民が主体的に活動するための組織、体制、環境が整い、住民と行政の協働の取り組みが活発に行われているという形を描いております。

今回、住民意識調査で「住民と行政が話し合い、役割分担をしながら協働で取り組む」の割合が最も高いということは、住民の皆さんの思いとして、協力できるものは協力していきたい、役割分担を明確にしたい、地域の課題は地域で解決したいという思いが強くなってきたのではないかと感じております。また、協働の意識が高まってきているのではないかと思っております。

御質問は、住民の皆さんが行政と具体的にどのような関係、役割分担を望んでいるかということでございますが、地域の課題解決に向けて自分たちでできることは自分たちでやる。ただ、行政もその課題を共有し、一緒に考えながら行政の立場で役割を果たしてもらいたい、そういう関係を望んでいるのではないかと思っております。

町としましても、協働のまちづくりを推進していく上で、住民の主体性のもとに役場の協力によって行うもの、住民と役場がそれぞれの主体性のもとに協力して行うもの、住民の協力を得ながら役場の主体性のもとに行うもの、これらをすみ分けしながら事業を進めていきたいと考えております。

今後も住民の皆さんと十分な話し合いを持ちながら、行政と住民がそれぞれ主体性を 持ち、そして協働の中で役割分担をし、住民とのよりよい関係を築いていきたいと考え ておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

私も今の答弁、本当にそのとおりだと思っております。ぜひとも住民の皆さんと十分 話し合い、そういう場を設けて、行政とまちづくりをやられている皆さんが同じ課題、 同じ目標を持って、それぞれの立場で取り組む、そんな南知多町をつくっていただきた いと願っております。

次の大きい質問をお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは、大きな御質問の2の1でございます。国や大企業の在宅勤務推進の方針を どのように考えるかについて答弁させていただきます。

平成25年6月に、国のほうでは世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定され、その実現に向け各省庁が連携し、在宅勤務の一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進しております。在宅勤務は、働く人にとって、育児、介護や長時間労働など、仕事と生活の間で抱えている問題を解決するだけでなく、地域が抱える少子・高齢化だとか過疎化、就労機会の減少、労働力不足などの数々の問題を解決できる一つの方策であると考えております。以上です。

#### (4番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

次の質問をお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは続けて御質問の2の2、南知多町に在宅勤務者を移住させるためにはどのような生活環境整備が必要と考えるか。在宅勤務者の移住促進の実現性はあるのかについて答弁させていただきます。

国におきましては、時間や場所に捉われない柔軟な働き方として在宅勤務の推進に取り組んでおります。パソコンなどのITを活用した時間や場所に捉われない柔軟な働き方をいい、テレワークとも呼ばれております。

労働者にとっては、子育てや介護をしながら、また病気やけがの治療をしながら自宅で働くことができるなどという魅力がございます。一方、事業主にとっても災害や感染症の大流行が発生した際、従業員に自宅で働いてもらうことにより事業の継続ができる

などのメリットがあるとされております。

在宅勤務の推進は、本町にとってもUIJターンなどの移住促進につながるものとして期待するものでございますが、その実現のためには、ICT環境の整備充実や良好な住環境の保全などを図りながら、この地域の魅力を発信していく必要があると考えております。そのような環境整備を進めることで、在宅勤務というスタイルでの移住促進の実現性が高まってくると考えております。以上です。

### (4番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

#### 〇4番(清水英勝君)

徳島県の神山町というところでは、光ファイバー網を整備しまして、町全体を仕事場、そんなような形に改善をしていったところで、2年間で企業が9社、サテライトオフィスを開設したと聞いております。今、南知多町には光ファイバーの整備、そういう必要条件がまだ整ってないかなと思っております。ただし、十分条件というか、よい環境とか、それからオフィスに使ってもらう空き家等は十分に整っていると思いますので、一番最低必要条件である光ファイバー網の整備、ここをぜひとも充実していただきたいなと願っております。

そして、今からインバウンド観光客等も多分、呼び寄せないけないと思っております。 Wi-Fi環境等も整えれば、そういう観光面におきましても活躍、活用できるかと思っておりますので、ぜひとも ICT環境、光ファイバー網の整備、そのことを考えていただきたいと願っております。

次の質問をお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の2の3、現在の宅地状況で地震、津波の災害時にも安心できる安全な住宅地を移住希望者に提供することはできるかにつきまして答弁させていただきます。

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、市街地の多くが浸水 予想区域に含まれております。高台の多くが町の面積の85%を占める市街化調整区域に あり、農地や山林となっております。現在、81.5%の住民の方が津波からの避難対象区域にお住まいであります。まずは安心・安全な暮らしを守るために、地震、津波に備え避難路などの施設整備を進めるとともに、地域の防災力を高める施策を推進し、町民一人一人の防災意識を向上させることにより災害に強い地域を醸成することが重要と考えております。

津波を心配される移住希望者の方には浸水区域外にある住宅状況について情報提供するという方法も考えられますが、災害に強い住環境をつくることで、現在の市街地であっても安全・安心な住宅地として提供できるようになると考えております。以上です。

(4番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

4番、清水君。

### 〇4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

私の考えというか、この質問を考えているときに考えたんですけれども、例えば私の息子、今名古屋にいるんですけれども、南知多町に来いといったときに、地震に、津波に襲われる、そういう場所にやっぱり住まわせることはできないと思います。今、高台という話もありました。ぜひとも津波災害においても安心できる、そんな住宅地の提供というのを町のほうも考えていただければと願っております。

そして、最後になりますけれども、まちづくり協議会も結成されて六、七年たっております。今までのまちづくりが住民に浸透すればいいという、そのステップをもう1ランク上げていただきまして、より南知多町のまちづくりを行うため、何をしたらいいのか、そういうところを皆さんと一遍、行政の方もいろいろ話し合っていただきまして、より協働できるまちづくりを進めていただきたいと思っています。

これをもちまして、質問を終わります。

#### 〇議長(松本 保君)

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後1時までといたします。

[ 休憩 11時48分 ]

[ 再開 13時00分 ]

### 〇議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に3番、高原典之君。

#### 〇3番(高原典之君)

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせてもらいます。

南知多の未来の農業を考える。

国は、日本において大規模な農業を推進する方向となってはおりますけれども、今の 南知多町では、小規模な兼業農家というのがほとんどではあります。中山間地の農地も 多い将来の南知多の農業について、次の質問をしたいと思います。

- 1. 町が考える南知多の農業のあり方とはどうあるべきと考えていますでしょうか。
- 2. 現状の農家や農業対策など今の取り組みのままでいきますと、20年後の南知多の 農業の姿というのはどうなっているとお考えでしょうか。この2点について質問いたし たいと思います。

なお、再質問につきましては、自席にて質問させていただきます。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の1、1の2につきましては関連がございますので、一括答弁させていただきます。

まず、南知多町の農業はどうあるべきと考えているかでございますが、町の農業政策は第6次南知多町総合計画において、基本施策として4つに分類されております。1つ目は農業の生産基盤の整備、2つ目は農業の担い手の確保支援、3つ目は農地の利用増進、4つ目は農畜産物の生産振興であります。そして、この4つの施策が目指す南知多町の将来の姿が、農業者の所得が向上し、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなっていること及び農業の担い手に優良農地が集積され、有効利用されていることであります。

次に、20年後の南知多町の農業の姿についてですが、町の農業就業人口は農林業センサスの資料によりますと、平成17年が851人、平成22年が674人であり、5年間で177人減少しておりますので、20年後の農業就業人口はさらに減少することが予想されます。第6次南知多町総合計画は2020年までの計画でございますが、農業を職業として選択してもらえる魅力ある産業にしていくため、ミーナの恵みブランドや6次産業化の推進な

どで商品の付加価値を上げる取り組みを進めたり、農業の担い手を確保していくために、新規就農支援策である青年就農給付金や町独自の施策である新規就農者支援事業による家賃補助などを行っております。また、認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手に対し、農地利用組合や土地改良区の協力のもと農地の利用集積を進めることにより、経営規模の拡大や農地の集団化を促進することにより経営の合理化を図り、農業所得の向上を目指しております。このほかにも、減農薬、減化学肥料や有機農業などの環境保全型農業も推進しており、これも付加価値を上げる取り組みとなっております。

このような施策により、町の将来の農業の姿は、農家数は減少していくと思われるものの、国営農地開発事業などにより整備された優良農地において農地の利用集積が進められ、経営規模の拡大や農地の集団化が促進され、経営の合理化が図られ、農業所得が向上していると期待しています。

また一方で、ミーナの恵みブランドや6次産業化の推進により、規模は大きくなくとも農産物の生産から加工、販売までを行い、付加価値を上げた商品の販売が行われていたり、有機農業や減農薬、減化学肥料による農産物の栽培が行われていると期待しています。以上です。

(3番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

3番、高原君。

#### 〇3番(高原典之君)

現在でも組織による大規模農場というのは、まだまだ南知多町では入ってきている数は少ないんですけれども、当然これから先もそういった会社組織の農場等が参入してもらえることはありがたいなあとは思っているんですけれども、どうしてもそうなると、インフラ整備された大きなところ、いい場所というところが中心になってくるとは思うんですけれども、南知多町の場合は、本当に中山間地の軽トラしか入れないような細い農道地域のところもかなり多くの耕作地があって、そういった場所がかなり荒れている状況もこれから先どんどんふえてくるとは思うんですけれども、やはりこういったところを何とか有効利用するためには、大規模な組織、会社がやっていただけないのであれば、やはり小規模なやる気のある農家さんを何とか育成して、そういう方々にほかにない、特色のある農産物をつくっていっていただくということになってくると思うんですけれども、付加価値のある農産物をやはり目指さないかんとは思うんですけれども、今

のところまだ少ないとは思うんですけれども、南知多町でも小規模ではありますが、将来特産品となり得るような新しい農産物に取り組んでみえる農業者の方もぼちぼちあらわれてはきてみえます。そういった方々に対して、本当にこれから将来性がある農産品をつくろうという取り組みに対しても、個人的ではありますけれども、やはり何らかの応援をしていかなければならないとは思うんですけれども、他県、市町においても、農産品を特産品としていこうとした場合に指定された作物についての大きな補助等を出しているところもあるんですけれども、南知多町の場合、将来この町はこれでいこうというようなこととか、それからそういうことに対する補助的なメニューの取り組みをこれからしていこうとか、そういったことについてお考えかどうか、お聞きしたいんですけれども。

# 〇議長(松本 保君)

産業振興課長、川端君。

#### 〇産業振興課長 (川端徳法君)

御質問の付加価値向上のために町として取り組む方策について、答弁させていただきます。

町といたしましては、小規模農家の方が営農される上におきまして、所得の向上を図るということにつきましては、6次産業化の推進が必要ではないかというふうに考えております。

この6次産業化を推進するため、町の対策の一つとしましては、まず商品開発費補助金というものがございます。この補助金は、商品開発を始めてみたいとお考えの農業者または漁業者の方を対象に、先進地への視察及び試作品制作のための費用につきまして、5万円が上限でございますけれども、補助をしておるものでございます。これは、商品開発に取り組むためのきっかけにしていただきたいというふうに思っております。

2つ目でございます。

2つ目には、6次産業推進補助金がございます。この補助金は、国から総合化事業計画の認定を受けられました農業者・漁業者の方に対しまして、本格的に6次産業に取り組む方に対しまして、事業費の2分の1を最大3年間補助するものでございます。補助金の額といたしましては、3年合計で100万円までということでございます。このメニューは、商品の開発、商談会への出展費用、農作物等の加工機械などの導入、事業を進める上で必要となるさまざまな経費を対象としております。金額の上限はございますけ

れども、補助対象経費も幅広く、国の補助金とともに利用していただきますと、自己資金・事業資金を有効に活用できるものでありますので、積極的に利用していただきたいと考えております。

最後、3つ目にミーナの恵みブランド広告補助金がございます。開発されました商品が南知多のブランドでございますミーナの恵みに認定されますと、その商品をPRするためにマグネット式の広告シール等を作成し、町の公用車に添付した場合に、シールの作成費用につきましては上限3万円、及び広告料として1万8,000円を上限で補助するものでございます。

このほかにも補助金ではございませんが、ブランド認定商品は町のホームページ等に 掲載したり、産業まつりなどの各種イベントでも宣伝をいたしております。また、南知 多町ふるさと納税の謝礼品への応募に当たりましては、ほかの商品よりも有利な特典も ございます。

また、6次産業化の優良事例といたしましては、豊丘のほうでハウストマトを栽培してみえる農家さんがこれらの補助金を活用いたしまして、新商品の開発、商品のPR等を行いまして売り上げを伸ばしているというふうに聞いております。

このように、小規模農家の方々にはこれらの補助金を積極的に御活用していただきまして、南知多町の風土に根差した農産物を生産していただき、付加価値の向上を図り、 所得の向上につなげていただきたいと考えておりますので、町への御紹介のほうもよろ しくお願いしたいと思います。以上です。

(3番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

3番、高原君。

#### 〇3番(高原典之君)

ありがとうございました。

とはいえ、本当に小規模な農家でありますと有効ないい土地がなかないというところで、これから先、中山間地の荒れた耕作放棄地がふえていくという状況が将来的にあらわれてくるわけですけれども、中山間地等の放棄された土地なんかでも放棄されて長年たちますと、そこのところに農業をやりたくても入ることすらもできないというような状況になっているところもあるんですけれども、そういった農道等の整備についても大変必要な事項になってくるとは思うんですけれども、今のところ、どうしてもつく

られていないとなると人が入らないので、道路についてもそのままになっているわけですけれども、そういったところについても、そういう場所を使ってやる気のある農家さんがやろうといったときには、道の整備についても前向きに取り組んでいただけるのかどうか、お伺いします。

# 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

どれぐらいの、道路の整備規模にもよりますけれども、まず道路の整備につきましては、地域からの要望に基づいて優先順位を決め、予算の範囲内で行っているのが実情でございます。議員の質問のような場所におきましても、利用される方々が要望をしていただき、地域で取りまとめていただきまして町のほうに要望していただければ、予算の範囲内ではございますが、整備することは可能と考えております。以上です。

### (3番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

3番、高原君。

#### 〇3番(高原典之君)

ありがとうございます。

町としても、前向きに小規模な農家さんの援助になるようなことをどんどん取り組んでいただきたいなあという私の個人的な思いもあります。

特に先ほどから何遍も言いますけれども、やはり中山間地の耕作放棄地、手放された 農地等が本当に今荒れております。これが大きな問題にこれからどんどんなっていくと 思うんですけれども、そういったところについても、特化した場所をもう一度整備し直 すときにはというような新しいメニュー等も考えていただいてやってもらいたいなあと 思うんですけれども、中山間地の手放されたところを開拓しようという場合については、 何らか町としても援助等できることはありますかどうか、お伺いします。

### 〇議長(松本 保君)

産業振興課長、川端君。

# 〇産業振興課長 (川端徳法君)

中山間地の耕作放棄地のことだと思われます。

町といたしましては、耕作放棄地の対象の補助金というのは農用地区域内という形に

なっておりますので、御質問の農地がどこの地域内に入っておるかによってその補助金 が使えない場合もあるというふうに考えております。

#### (3番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

3番、高原君。

#### 〇3番(高原典之君)

まずは町のほうに相談に来ていただければというふうに捉えさせてもらってよろしい でしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

產業振興課長、川端君。

# 〇産業振興課長 (川端徳法君)

はい。まずはその補助金が使えるかどうか、先ほども6次産業等も答弁させていただきましたけど、まずは町のほうへ御相談に来ていただくのが肝心かと思っております。

### (3番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

3番、高原君。

# 〇3番(高原典之君)

ありがとうございました。

ぜひともそういった若いやる気のある個人農家さんの御支援も賜りますよう切に願いまして、私の質問は終わらせてもらいます。

# 〇議長(松本 保君)

以上で高原典之君の一般質問を終了いたします。

次に7番、吉原一治君。

# 〇7番(吉原一治君)

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、公共工事のコスト縮減対策と工事の質の確保についてでございます。

道路や橋梁を初め、学校、保育所、公民館や衛生施設など、本町にもさまざまな公共施設があり、この町の産業や住民生活を支えています。しかし、今、これらの施設の老朽化が進み、安全性を維持するための修理や補強を必要とする施設がふえています。さらには、建てかえや取り壊しを検討すべきものも幾つも見られます。今、全国的にこれ

らの公共施設の維持、更新に係るコストが地方自治体の財政を圧迫し、問題となっています。今後、財政基盤の弱い本町にとって、公共工事コスト縮減はどうしても考え、取り組んでいかなければならない課題だと思います。

一方で、工事のコスト削減ばかりに目を向けると工事の手抜きや質の低下を招くおそれもあります。全国的な広がりを見せるくい打ち工事のデータ改ざん問題のようなことのないように、公共事業の内容をしっかり監視していく必要も感じます。

また、町内の事業者の育成も重要なことと思います。そこで、公共工事コスト縮減に どのように取り組んでいくかということも、公共工事の質を確保し、町内事業者の技術 の向上を図るための対策について質問します。

1番、地区からの土木工事の要望について、何件の要望があり、そのうち本年度に実施できる見込みはどうか。

- 2. 学校、保育所、公民館等で1年間に補修に要した費用はどれだけか。その中で特に大きな修繕工事の内容はどうか。
- 3. 町の主要な公共施設、老朽化が原因で建てかえや取り壊しの予定があるものはどれだけあるか。
- 4. 近年の公共工事の入札件数と落札率はどうか。また、どのような方式で入札を執行したか。
- 5. 新しい技術や工法を町の判断で取り入れていくことは可能か。また、町内事業者の技術向上や新技術の取得のために取り組んでいることはあるか。
  - 6. 公共工事が適正に施工されていることをどのように確認しているか。
  - 7. 公共施設の維持管理と財源確保について、今後の対策はどうか。

再質問は自席にて各質問ごとに行いますので、よろしくお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

吉原議員の質問につきまして、各担当部長より順に答弁させていただきます。

1の1及び1の5については私建設経済部長より、1の2、1の4、1の6及び1の7については総務部長より、また1の3については企画部長より答弁させていただきます。

それでは、御質問1の1、地区からの土木工事の要望について、何件の要望があり、

そのうち本年度実施できる見込みはどうかについて答弁させていただきます。

まず、今年度の町の土木工事要望数ですが、317件となっています。そのうち既に実施したもの、今後実施予定のものを含めまして、今年度の実施見込み数は97件でございます。以上です。

# (7番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

地区の要望する土木工事の予算は、毎年幾らくらいを充てていますか。お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設課長、田中君。

### 〇建設課長(田中吉郎君)

ただいまの御質問、地区の要望する土木工事の予算は毎年幾ら充てているかという御 質問について答弁させていただきます。

平成27年度の予算でございますが、まず道路、橋梁維持補修費としまして5,000万円を予算措置しております。この予算につきましては、各地区の要望のうち、比較的金額が大きく工事請負費で修繕を実施しているものでございます。また、各地区の要望のうち、金額的に30万円以下の小規模な修繕につきましては、需用費のうち修繕料として1,900万円を予算措置しております。

なお、工事につきましては、各地区から提出された優先順位によりまして、実施して いるところでございます。以上です。

#### (7番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

#### 〇7番(吉原一治君)

地区内の道路なども傷ついているところが今目立っております。できるだけ多くの箇 所で実施できるように工夫をお願いします。

次の質問に行ってください。

### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

# 〇総務部長 (大岩良三君)

それでは御質問1の2の、学校、保育所、公民館等で1年間に修繕に要した費用はどれだけか。その中で特に大きな修繕工事の内容はどうかについて、答弁させていただきます。

平成26年度において、学校、保育所、公民館等の建物の修繕に要した費用は、4億 1,128万7,000円であります。

その中で特に事業費の大きな修繕工事は、内海中学校屋内運動場天井落下防止等改修工事で、屋内運動場の天井などの非構造部材の落下防止対策工事及び屋根防水工事を実施したものでございます。事業費は、工事の管理委託料を含めて7,812万9,000円でありました。

(7番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

### 〇7番(吉原一治君)

いろんな施設で雨が漏ったり発生しているところと聞いていますが、町内の小規模な 事業者の中にも丁寧な仕事ができる業者もあると思いますが、業者の技術を見きわめて 使っていますか。

#### 〇議長(松本 保君)

検査財政課長、山下君。

#### 〇検査財政課長(山下雅弘君)

小規模な事業者の技術を見きわめて修繕を発注しているかどうかということにつきま して、答弁させていただきます。

議員御指摘の施設の雨漏りにつきまして、平成26年度の工事につきましては、大井保育所の屋根防水改修工事、豊浜小学校の校舎等屋上の防水工事、それから内海小学校の校舎と屋上防水工事がありました。一般的に施設の雨漏りにつきましては、屋上防水ですとか外壁の塗装、それからサッシ前のシーリング材の打ちかえなどかなり大規模な改修が必要となってまいりまして、工事費も高額となってまいります。

工事につきましては、130万円以下のものにつきましては随意契約で発注ができますが、それを超える場合につきましては、入札によることとなります。先ほどの工事につきましては、全て入札によるものでありました。

入札につきましては、入札参加資格の要件、例えば建設工事におきましては、建設業法に基づきます建設業の許可を受けていることと、経営事項審査という審査があるわけですが、公共工事につきましては慎重な発注が求められることによりまして、客観的な評価が必要になります。そのために、経営状態の悪い事業者が工事施工中に倒産などするリスクを回避することですとか、高額な工事の中には安全管理などの工程とかも必要となりまして、そういった技術や経験の不足による施工の不良をなくすための審査を行うものが経営事項審査というものであります。これらの要件に合致しました業者が入札参加申請をするわけであります。ですので、小規模な事業者の中では入札参加資格がない場合がございますが、工事の請負で130万円以下のものにつきましては、随意契約という契約によることができます。この随意契約の受注者につきましては、先ほどの入札参加資格は要件になっておりませんので、案件に応じまして小規模事業者にも発注をしております。例えば、屋根の修繕ですとか壁の修繕につきましては、地元の板金屋さんですとか大工さん、それからガラスの取りかえにつきましては指物屋さんですとか、そういった小規模な事業者にも発注をかけております。以上であります。

(7番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

#### 〇7番(吉原一治君)

今のお話の中で事項審査というお話が出ましたが、南知多町はあるんですか。

#### 〇議長(松本 保君)

検査財政課長、山下君。

#### 〇検査財政課長(山下雅弘君)

先ほども申しました経営事項審査という審査につきましては、こちらは建設業法に定められている基準でありまして、国のほうで申請をしていただきます。そちらで審査した結果をもって南知多町に入札の参加申請をしていただくことになります。以上です。

#### 〇7番(吉原一治君)

はい、わかりました。 次へ行ってください。

### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の1の3、町の主要な公共施設のうち、老朽化が原因で建てかえや取り壊しの予定があるものはどれだけあるかについて答弁させていただきます。

道路、橋梁、港湾施設などのインフラ以外で建てかえが検討されている公共施設は、 内海観光センター、師崎港観光センター、学校給食センターがあります。

また、取り壊しが検討されている公共施設は、郷土資料館、篠島環境衛生センター、 日間賀島環境衛生センター、旧豊浦保育所、篠島東山の町営住宅などがございます。以 上です。

# (7番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

### 〇7番(吉原一治君)

地区の要望工事にしても、老朽化施設の対応にしても、これからかなりの工事費が必要なことは想像できます。対策はありますか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

今ある施設を壊してそのまま建てかえるだけでは、財政上も非常に困難が予想されて おります。施設の延命化や統廃合、複合化など合理化にも視野を入れながら、それぞれ の施設の実態を把握した上で地域とよく話し合っていく必要があると考えております。

#### 〇7番(吉原一治君)

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問1の4の、近年の公共工事の入札件数と落札率はどうか。また、どのような方式で入札を執行したかについて答弁させていただきます。

まず、平成25年度につきましては、公共工事の入札件数が71件、落札率は平均で92.09%でありました。なお、1件不調となった案件があるため、その分は落札率に含んでおりません。

次に、平成26年度につきましては、入札件数73件、落札率は平均で96.88%でありました。

次に、平成27年度は11月末現在の実績で、入札件数61件、落札率は平均で96.30%でありました。

また、本町における入札方式は、基本的に設計金額が3億円以上となる工事につきましては、一部制限つき一般競争入札で実施いたしますが、その他の場合は指名競争入札で実施しております。以上です。

# (7番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

入札の数字の高さがかなり高いようですね、南知多町は。ほかの市町に比べて落札率 の差はどうですか。大分ありますか。

### 〇議長(松本 保君)

検査財政課長、山下君。

#### 〇検査財政課長(山下雅弘君)

知多の5市5町の平成26年度の公共工事の落札率を比較いたしますと、一番高いのが 半田市であります。97.3%であります。一番逆に低いところが武豊町で80.7%でござい ました。本町は先ほど答弁しましたとおり、96.88%でございました。95%以上の落札 率がある市町につきましては4市町ございまして、半田市、南知多町、それから大府市、 美浜町となっております。以上です。

#### (7番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

#### 〇7番(吉原一治君)

武豊町、東浦町、阿久比町では事後審査方式での一般競争入札が主流となっていますが、本町はゼロです。本町で実施していない理由はありますか。どうぞ。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

### 〇総務部長 (大岩良三君)

武豊などは事後審査方式の一般競争入札を導入しておりますが、南知多町はゼロで、 その理由はということでございます。

事後審査方式といいますか、事後審査型制限つき一般競争入札を実施していない理由につきまして、本町におきましては、過去より入札方式として指名競争入札を採用してきたためであります。その理由は、まず町内業者の保護、育成を図るためであり、町内業者で工事業務等の実施が可能な案件については、地元業者を優先して指名するというスタイルをとってまいりました。町内業者が工事等を受注することで行政が投資した資金が地域内で循環し、地域経済の活性化と地元企業の育成につながっていくという考え方で指名競争入札により行ってきております。また、災害時など緊急を要する事態においても町内業者の応援をお願いしていくこととしており、地元業者を優先で考えてきたものでございます。以上です。

(7番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

### 〇7番(吉原一治君)

ありがとうございます。

知多の5市5町の調べで、南知多町では、例えば平成26年度には76件という入札が行われていると思いますが、そのうち町内の業者は何社で何件落札していますか。お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

検査財政課長、山下君。

#### 〇検査財政課長(山下雅弘君)

平成26年度に執行いたしました工事の入札のうち、町内の業者は9社が請け負っております。件数につきましては、全部で67件を請け負っております。

(7番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

#### 〇7番(吉原一治君)

先日ですが、議員の管内視察がありまして、消防の詰所、いろんな公共工事の現場に 行きましたところ、公共工事は割高な気がしました。財政の厳しい中で少しでもコスト を下げるという必要性を感じたのでお聞きしたいんですが、詰所の金額を聞いたとき、 割高でびっくりしたんですが、その点ちょっと総務部長、できたらお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

総務建設委員会の管内視察におきまして、片名消防詰所に訪問した際、議員さんのほうから、片名詰所の建築費用につきまして少し高くないかということを伺っております。

片名消防詰所の建設の費用につきましては、本体工事費に加えまして、旧詰所を取り 壊す費用及びごみ集積所、並びにホース干しもございましたのでそれらの移転費用、ま た駐車場となります敷地内のアスファルト舗装など、外構工事も含めた金額となってお ります。

なお、設計におきましては、別途建築士の方にお願いをいたしまして費用積算したも のでございますので、よろしくお願いをいたします。

### (7番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

総務部長、わかりました。そういうことですか。我々は、ただ建てたことに関してだけ高いじゃねえかというような感じを持ちましたのでお聞きしたんですが、全体を聞きますと、ああ、そうかなと今納得しましたので、ありがとうございました。

次行ってください。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の5、新しい技術や工法を町の判断で取り入れていくことは可能か。また、 町内事業者の技術向上や新技術の取得のために取り組んでいることはあるかについて答 弁させていただきます。

まず、新しい技術や工法を町の判断で取り入れていくことは可能かどうかにつきましては、国土交通省より提供される有用な技術、工法などの情報を参考にし、現場条件や施工性、経済性を踏まえ施工しているところであります。

また、町内事業者の技術向上や新技術の取得のために取り組んでいることはあるかに つきましては、現在のところ本町において特段の取り組みはありませんが、民間業者で 構成する研究会等により多種にわたる技術研修が開催される中、町内の建設業者におい ては、自主的に参加しているのが現状でございます。以上です。

#### (7番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

建設産業もこの町の大切な産業です。地域の公共工事は、できることなら町内の事業者を優先してもらいたいと思います。しかし、公共工事のコスト削減はぜひ進めてもらいたいし、地元企業も技術向上に努めてもらいたい。すぐれた企業には大きく育ってもらいたいと思います。入札によるコスト削減や技術向上のための努力を官民で進めてもらいたいが、いかがですか。

### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長(大岩良三君)

入札によるコスト縮減や技術向上のための努力をしてはいかがかという御質問でございます。

公共工事コスト縮減に当たっては、供用性、利便性、安全性、環境保全等に合わせることにより、品質の低下を来さないよう考慮が必要と考えております。また、工事価格の安易な引き下げによる請負者への不当なしわ寄せや、品質及び機能低下を招くことのないよう十分に留意していきたいと考えております。

今後、コスト縮減に向け、計画手法の見直しとして、整備する施設等が必要以上に華美や過大になっていないか、現状の整備基準が適正かについての検討、技術基準等の見直しとして、現在運用している技術基準等が技術の進歩に比較しておくれていないか等の情報収集を密にしての点検、技術開発、意識改革の推進として民間の保有する技術の情報収集とその施工をしていくことや、各種講習会、研修会に職員を参加させ、意識改革、技術向上につながるなどで進めていきたいと考えております。以上です。

### (7番議員举手)

### 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

今後ともよろしくお願いします。 次の6番のほうをお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

### 〇総務部長(大岩良三君)

御質問1の6、公共工事が適正に施工されていることをどのように確認しているかに ついて答弁させていただきます。

まず、工事施工中につきましては、各担当課の工事監督員により、請負業者の現場代理人に対して工事に係る指示、承諾、協議等を行い、設計図書に基づく工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の検査及び工事材料の試験、検査、確認等を行っています。

また、工事完成前の部分払い請求時や中間検査・完了検査につきましては、町工事検査基準及び検査方法並びに愛知県建設部の建設工事検査要領、工事標準仕様書の土木工事施工管理基準等に基づき、検査財政課所属の検査職員により検査を実施しています。

その内容につきましては、工事のでき形を対象とし、契約書、設計図書等と対比し、 その位置、形状、寸法の相違はないかなどをでき形成果表、でき形図等で確認します。 また、品質、性能等については、仕様書、試験検査成績表等により確認をしています。 以上です。

(7番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

# 〇7番(吉原一治君)

今問題になっているくい打ち工事についてもですが、本町では不適切な工事がなかったかも確認していただきたいと思います。工事がきちんと行われるよう、職員の人材育成にも力を入れていってもらいたいと思います。

次へお願いします。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問1の7、公共施設の維持管理と財源確保について、今後の対策はどうかについて答弁させていただきます。

道路を含めた公共施設の維持管理につきまして、ため池の耐震計画、道路の長寿命化計画や橋梁長寿命化修繕計画などの老朽化対策工事や来年度作成予定の公共施設等総合管理計画を踏まえ、事業費の平準化を図りながら、計画的に維持管理を行っていく考えであります。

これらの財源につきましては、関連する国・県の補助制度の利用や地方債の借り入れにより一般財源の持ち出し額を抑えるとともに、不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰り入れを行うこととなりますので、今後も基金への積み立てが必要と考えております。

また、公民館などの施設につきましては、将来の更新費用が大幅に増大することが予想されます。全ての公共施設をこのままの状態で維持、管理、更新を続けることは極めて厳しい状況であります。そのため、今後求められる施設の必要性の優先順位づけを行い、優先度の高いものから計画的に整備を行うことや、改築、廃止などの検討も必要だと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

7番、吉原君。

#### 〇7番(吉原一治君)

いろいろありがとうございました。

人が住んでいる限りその生活を支える施設が必要です。地域にはどういう施設が必要なのか。どうすればその維持費を縮減できるか。地域に合った合理化の方法やアイデアをみんなで考えていくことが求められています。

工事の入札方法についても、ほかの市町村の取り組みを参考にしながら、この町に合った方法を検討してもらいたいと思います。地域の事業者にはぜひとも地元の工事を実施してもらいたいと思いますが、透明性のある競争によって公共工事のコスト縮減も進めていってもらいたいと思います。そのためには、町外の事業者に負けないよう、技術力を磨き、質の高い工事とコスト縮減の両立に官民で取り組み、公共施設の維持、変更に対応してもらいたいことを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

### 〇議長(松本 保君)

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時ちょうどといたします。

[ 休憩 13時50分 ]

[ 再開 14時00分 ]

# 〇議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、8番、鳥居恵子君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ただいま議長さんのお許しを得ましたので、壇上より通告書の朗読をさせていただきます。なお、再質がある場合は、自席にてさせていただきます。

1. 地価の下落と地域の衰退をとめる。

本町では人口の流出が続き、地価の下落が続いています。平成27年7月に実施された 愛知県地価調査の結果では、住宅地、商業地ともに県の平均変動率は3年連続の上昇と なりましたが、本町の変動率は、商業地では県下第1位、住宅地でも第2位の下落となっています。一時はリゾート地として注目され、地価の高騰を招いた時代もありましたが、その後、バブルの崩壊とともに急激に地価は下がり続けています。

地価の下落の背景には、地震、津波被害への懸念とあわせて、この地域からの人口流 出や産業の衰退があります。本町を含む地域は、広く自然景観に恵まれた自然公園地域 や農地の広がる農業地域に指定されております。こうした自然保護や農業の振興に配慮 しながらも、町の活性化のためには、これらの資源を生かして、この町に合った開発を 促していく必要があるのではないでしょうか。

そこで、この町の衰退をとめるために新しい産業を育て、観光客等の交流拠点になる 施設整備など、この町の特性に調和した開発を誘導していくことについて質問します。

- 1. 県の平均変動率が上昇を続ける中、本町の地価変動率の推移はどうか。
- 2. 町の面積のうち、市街化調整区域の面積と割合はどうか。また、用途地域別の面積はどうか。
- 3. 市街化調整区域において、開発を規制する法令等として主要なものはどのような ものがあるか。
  - 4. 道の駅など交流拠点になる施設の整備予定はどうか。
  - 5. 交流人口拡大のための観光振興の将来展望をどう考えているのか。
  - 6. 観光振興のための部署を分離、拡大、拡充し、積極的な観光戦略を打ち出せない

か。

大きい2、防災専門官の活躍を。

本町は、南海トラフ地震津波被害特別強化地域に指定されるなど、防災・減災はこの町の最優先課題の一つです。建物の耐震化や避難施設の整備充実などの施設整備とあわせて避難訓練や地域の助け合いなどを進め、地域の防災力を高めていく必要があります。町においては、防災専門官を配置して安全・安心のまちづくりを進めていただいているところですが、改めて専門知識や経験を有する専門官の活躍を期待して、以下の質問をさせていただきます。

- 1. 防災専門官配置の目的と配置状況、経緯はどうか。
- 2. 防災専門官の専門性を生かして実施した業務は何か。
- 3. 今後どのような活躍の場を想定しているのか。専門官の活用方針はどうか。以上です。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは大きな御質問1の、地価の下落と地域の衰退をとめるについて、1の1につきましては企画部長から、1の2以降は建設経済部長より答弁させていただきます。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

1つずつお答えさせていただきます。

それでは御質問1の1、県の平均変動率が上昇を続ける中、本町の地価の変動率の推 移はどうかと、これにつきまして答弁させていただきます。

平成27年9月17日に発表されました愛知県地価調査では、住宅地、商業地ともに3年連続上昇となっております。個別に見ますと、住宅地が平成25年は0.8%、平成26年が0.9%、平成27年が0.7%の上昇となっております。商業地につきましては、平成25年が0.8%、平成26年が1.5%、平成27年が2.2%の上昇となっております。

一方、南知多町の住宅地につきましては、平成25年、そして平成26年がともに3.1%のマイナス、平成27年がマイナスの5.1%、一方、商業地につきましては、平成25年がマイナスの5.0%、平成26年がマイナスの6.3%、平成27年がマイナスの7.6%と連続して減少しております。以上です。

### (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

土地が非常に見る見るうちに下がってしまって、買う人にとってみれば安心かもわかりませんが、これだけ非常に下がると住民たちの声もありますけれども、特に今度相続税の評価に対してはパソコンからその2つが抜けてしまったということで、南知多町と一色町のデータが抜けたということで、税務課の方たちも抗議していただいたんですが、住民はその抜けた姿を見るものですから、非常に私たちの町は何とも寂れた、不動産屋さんから言わせますと、過疎化の待遇を受けるんではないかと懸念されています。

このように急速に、特に先ほど1位とか2位とか、県下で1位とか2位は最も欲しくない位置なんですが、調べますと、26年も27年も1、2位をとるということに、商業地、住宅地があれですが、このように急速に地価が下がったということに対して行政はどのようにお考えなんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

地価につきましては、その地域の土地の売買実例だとか、需給のバランスによって決まってくるものでございます。適正な地価水準を維持するには、その地域と調和した土地の利用、それから地域の特性に合致した開発を誘導しながら地域の活性化を図っていくことが必要と考えております。

(8番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

急速にこのように下がりますと、人間ってすごく不安が大きく、変な話ですけど、先ほど申し上げたパソコンからデータがなくなるというような状態が続きますと、融資関係とかいろんな生活環境が違ってきてしまいまして、これから南知多に入ってくださる方は、恐らく安い土地でもしかしたら入ってきて事業を起こしたりというのは環境がい

いと思うんですが、今の住民たちにとっては、例えば旅館業とか、いろいろな場所でも 地価が下がるというのはすごい脅威な事件でして、そういったことに対してこれからは、 この事実を知ったときにはどのような対策をまずとろうというふうにお考えだったでし ょうか。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

地価の下落に対して町がとるべき対策ということで、先ほども答弁をさせていただいておりますが、南知多町へ企業の進出だとか、それからお越しになるときに安価なことについて有利な方や、土地が上がることによって有利な方、それぞれ人によりまして地価の上下落について影響がある方があるかなあと思っておりますけれども、町としては、この南知多町の活性化を図っていく上では、地域と調和した土地利用をこれから図っていくことだとか、この南知多町の自然に合った土地の開発だとか、そういったものを誘導していきながら地域の土地利用を今後も考えていきたいなというふうに思っております。

#### (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

ぜひお願いしたいと思います。早急にこの問題はますます、例えば親がこの家を残してやろうと思っても価値がないようなこととか、いろんな言葉を聞きますので、町の発展になるような方向でぜひよろしくお願いします。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の2、町の面積のうち、市街化調整区域の面積と割合はどうか。また、用途 地域別の面積はどうかについて答弁いたします。

町の全体面積は3,837ヘクタールで、内訳は、半島側が都市計画区域で3,666ヘクター

ル、両島は都市計画区域外となり171へクタールであります。都市計画区域3,666へクタールのうち、市街化調整区域の面積は3,260へクタールあり、町の85%の割合で、市街化区域は406へクタールで10.5%の割合です。

市街化区域の用途地域別の面積は、第1種低層住居専用地域38へクタール、第2種中高層住居専用地域12へクタール、第1種住居地域239へクタール、第2種住居地域11へクタール、準住居地域15へクタール、近隣商業地域35へクタール、商業地域24へクタール、準工業地域32へクタールであります。以上です。

# (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

昔からこのように市街化調整区域が85%もあって、住民が暮らすところは津波到達地点の人がほとんどの状況になっています。そこの中で、何とかこの状況の中で、例えば法律どうのこうのが始まってくるとあれですけれども、住民の中で津波到達地点よりも上に行きたいという人の声を時々聞くんですが、このようなことでのアンケートとか、住民の意識の調査はなされましたか。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

そのようなアンケートはまだとったことはございません。以上です。

#### (8番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

やはりこのように土地の価格も影響しますが、やはり海に向かって全ての土地が住宅地になっておるような状況の中で、心理的にも不安がたくさんある住民がたくさんいます。ちょっと早いではなくて、いつ来るかわからない状況の中でいろんな不安を取るべきとして、私のところにはやっぱり何人かが、ちょうど家の前が海なので、今度家をつくりたいのは上に、津波が来ない安心なところで、今は窓をあけると海を見て、津波が

来たらここだなあとかというのを思っているという人もいますし、もう1人は、防波堤の近くの人もそのような意見を持ってきますので、もし意識調査とか、そういうものができたら実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

現在、海の近くに住んでいる市街化区域の方が市街化調整区域の高台へ移転するということは、現在法律的に無理と考えております。今、議員がおっしゃるようなことは当然想像ができます。今後何かよい方法がないかどうかは検討していかなければならないと考えております。以上です。

#### (8番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

市街化調整区域じゃなくても全部が水道が通ったりする場所ではなくて、権利がある 人がそこにつくるときもなかなか勇気が出なくてかわれない人もいますし、そういう中 でこれからの検討材料としてよろしくお願いします。

じゃあ、次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の3、市街化調整区域において、開発を規制する法令等として主要なものは どのようなものがあるかについて答弁します。

開発許可の根拠となる都市計画法、農地に関する規制の農地法、農業振興地域の整備 に関する法律、自然公園地域に関する規制の自然公園法などがございます。以上です。

#### (8番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

非常に今おっしゃったように、公園法とか私たちも何度か体験するんですが、やっぱり法律ですのでどうしても変われないというようなお話を、じゃあそれでいいんだろうかといつも思うんですよね。やはりここに立って、私たちの町はこれから何とかはい上がっていけると思うんです。その中で1つお聞きしたいのは、過去にこの法律に阻まれてだめでということで、これは単なるうわさですが、南知多は一番厳しいようなうわさも時々聞きますが、どのような業者が南知多の門をたたいてやめたという業者はありますか。

# 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

どのような業者がこの門をたたいて諦めたかというのは、私ども全て把握しておるわけではございませんが、ただ市街化調整区域で開発を行う場合は、今申しましたようなさまざまな規制がございます。町がその規制を解除することはできませんが、例えば都市計画法の34条では、市街化調整区域で開発ができる許可基準がございます。その中で、南知多町と美浜町に適用できる観光開発の条項がございます。その取り扱い方針では観光開発適用区域や適用路線が示され、土産物店、ドライブイン、また旅館等を建築することが可能となっております。ほかにも農地法で規制されるとかいろいろありますが、建築について相談があれば個々に対応していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

# 〇議長(松本 保君)

発言の途中ですが、8番、鳥居君に申し上げます。

発言は議題外にわたらないように留意してください。よろしくお願いします。

(8番議員挙手)

鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

ぜひそういうときには迎えてお願いしたいんですが、それからもう1つ声を聞くのは、 どこへ行っていいかわからない。やはりもうちょっと役場でもそういったアピールをし ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 じゃあ、次お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

それでは御質問1の4、道の駅など交流拠点になる施設の整備予定はどうかについて 答弁させていただきます。

現在、道の駅の計画はございませんが、交流拠点となる観光施設の整備予定としましては、老朽化した師崎港観光センターを中心とした師崎港周辺整備計画や内海観光センターの建てかえ及び日間賀島渡船施設の整備計画などがございます。ただ、どの施設もまだ検討段階であり、建設における財政計画、管理運営方法など未定でございます。今後地元と協議をして、整備について検討してまいりたいと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

本当にこれからやらなきゃいけないことは、発信できる場所というのは、知多半島もこれからどんどん変わると聞いております。インターチェンジもできたり、そしてこの南知多へお客さんが到達するまでに、話題性がないとどうしてもお客さんが到達できないので、ぜひこの検討を、特に羽豆岬には渡船施設がありますが、非常に長い間、師崎地区のやってほしいという気持ちもありますので、ぜひ早く、地域も今自分たちがやらなきゃいけないことはやっぱりウイン・ウインで、周りの人たちとも一緒にやっていくという気持ちに本当になっておりますので、どうかよろしくお願いします。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

それでは、御質問1の5、交流人口拡大のための観光振興の将来展開をどう考えているかについて答弁させていただきます。

本町は、1次産業を主幹産業として、そこから生み出される農産物や水産物に恵まれ

た町です。これらの海と山の恵みは本町の魅力の中核をなし、多くの観光客の皆様にお越しいただくことにつながっています。人口減少、少子・高齢化の進む本町にとって、観光振興は交流人口拡大のほかにも地域経済の発展、雇用機会の増大など、地域全体の活性化の起爆剤として大変重要な施策の一つとして認識しております。町としましては、町観光協会と一体となって今後の観光振興を進めてまいる考えでございます。

具体的には、観光資源や受け入れ体制の整備並びに誘客プロモーション活動などが上げられます。観光資源の整備としまして、商工業、農業、漁業と連携した6次産業化の支援や町ブランド推進など、既存の観光資源の掘り起こしや体験型観光をさらに推進するために、町の魅力を生かした旅行商品づくりなどが上げられます。旅館、ホテル、飲食施設における地元農水産物の活用を促進し、観光と農水産業との連携による波及効果が期待されます。また、農水産業者の特産品の普及や農水産業を生かした観光の取り組みにより、南知多町という地域自体のブランド化を図り、町への入り込み客数の増加や農業、漁業、商工業などへの経済的な効果が期待されます。

次に、観光客受け入れ体制の整備としまして、老朽化した観光施設の整備、外国人客 受け入れ体制の検討などが上げられます。

最後に誘客プロモーション活動としまして、名古屋圏を中心とした東海地区をターゲットとして、テレビ、マスコミ関係への効果的なPRや広域観光の推進、近隣市町への観光キャラバンなどにより積極的な誘客活動を行い、交流人口の拡大を図ってまいります。以上です。

(8番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございました。

それで、本当に頑張っていると思うんですけれども、そこで1つお願いがあるのは、各観光業者も含めて小さなところともよく話すんですけれども、やっぱり後継者、自分が1代目をやってみえて今2代目に、1代目が創業して2代目の時代に入っているんですけど、私どもの近くでは孫にはわからないという声がよく聞こえてきます。やはりなかなか自分で働いていますと勉強に行ったりということもできないんですけど、この中にぜひ人材の育成というものに力を入れていただきたいと思いますし、町を挙げて、な

かなかセミナーに、知っている子たちがいろんな会に入って、セミナーに行っている子たちはすごい活動的にいろんな人に影響されてどんどん成長していく姿を目の当たりに見ますが、なかなか自分の仕事を抱えている青年たちは、土・日は絶対に出ていけない、イベントも出ていけない、そういう中で頑張ろうという人も今たくさんいますので、南知多町中でよほどの大きいところですと、従業員さんに任せて土・日もイベントに出られたり、セミナーにも出られたり、旅行に行ってセミナーの交流会もやっていると聞きますが、まだまだ埋もれてしまっているというのは変ですけれども、人材のポイントを、それは町がやっていただかないとなかなか実現はできないと思うんですね。若い子に聞いたときに、誘われても自分がやっておるから出れん、すごく切実な思いで聞きましたが、本当にそうだねということを感じましたので、ぜひ人材育成をお願いしたいんですが、そこに入れていただきたいんですけど、どうでしょうか。

## 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

## 〇建設経済部長(吉村仁志君)

議員のおっしゃる後継者育成ということで、人材育成セミナー等の検討等を今後やっていかなければならないと考えております。以上です。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

御質問1の6、観光振興のための部署を分離、拡充し、積極的な観光戦略を打ち出せないかについて答弁させていただきます。

平成24年度に商工観光課と農業水産課をあわせて産業振興課としました。これは、少ない職員数の中で観光、農業、水産の連携を強め、町の産業全体を振興していく考えからでございます。

また、観光分野においては民間の事務局長を観光協会に招き、行政の手法ではない新 しい手法で町の観光を牽引していただくことを期待したからであります。観光協会の仕 事と町の仕事を分け、お互いに観光振興に協力する形をつくりました。町は側面から観 光協会を支援し、町がやるべき観光の施策を考え、農業、水産をあわせた産業の連携を 主として産業全体の振興を図っていくからであります。

今後の観光振興として、町内の産業連携が必要となってきます。そのため、観光部署を分離、拡充する予定はありませんが、観光振興は町の振興策としても重要でありますので、産業振興課を中心として積極的に進めてまいります。以上です。

# (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

わかりました。

では、機関が変わって分離して、プロジェクトを組んで、本当に1年間とか2年間、3年間ぐらいそこの中で戦略を持ち、それからコンサルト業の人も入れたりして戦略をして突進していっていただきたいなあと私は思ったんですが、今のお話を聞きますと、1つ質問をさせていただきますが、24年の機構改革の中の何か成果は、組織に観光課をなくして産業振興課ですよね。成果の重立ったものはありますか。

#### 〇議長(松本 保君)

産業振興課長、川端君。

#### 〇産業振興課長 (川端徳法君)

農業水産課と商工観光課を合併いたしまして産業振興課という形になって、今現在に 至っております。

産業振興課といいますと、所管する業務が農業、漁業、商工業、それから観光と非常に多岐にわたっております。多岐にわたった業務を一つの課で連携して事務事業を進めていっておるということが一つの効果ではないかというふうに考えております。

#### (8番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

わかりました。

じゃあ、本当に突進して、先ほどの施設のことも含めて進んでいっていただきたいと 思うんですが、今、自分の中で地価に対しての話なんですが、本当にある方の言葉が自 分の胸に刺さっているのは、俺は南知多に住んで、ローンで土地を買ってうちをつくって子供を育ててきたんだけど、まだローンが残っていると。それは子供のことで残っているんだけど、土地が3分の1とか4分の1になってしまって本当にどうしてくれるんだみたいな感じで話されたときに、やっぱり町がすごい頑張らなきゃいけないのは、こういった現状の前にやれることをやっておかなきゃいけなかったことがあるだろうし、そして今度、適正価格が幾らになるかということはわかりませんけれども、評価がされないような町ではなくて、評価して、次は土地が安くて誘いやすい、来る人たちが来てくださるとか、その方針を、プロジェクトとは言わないですけれども、しっかりこの現場を踏まえて、そういったものをぜひ出していっていただきたいと思いますが、もっと細かくではなくて、出してほしいんですね。よろしくお願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

改めてお願いします。

質問事項がはっきりとわかるように、また簡潔に質問をするようにお願いいたします。

## 〇8番(鳥居恵子君)

済みません。じゃあ、ぜひこれからお願いします。

では、次行ってください。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、御質問2の1、防災専門官配置の目的と配置状況、経緯はどうかについて 答弁させていただきます。

防災専門官の採用に関しましては、本町の地域防災力及び危機管理体制の強化を図る目的で採用をいたしました。具体的には、自衛隊での教育訓練や災害派遣現場で培われた企画能力、危機対応能力を発揮できるよう、平常時には防災・減災に関する出前講座や研参会の企画、災害対策、危機管理能力など専門知識を生かした訓練や各種災害対応マニュアルの策定等についての業務を行い、いざ大規模な災害発生時には、自衛隊部隊との連絡調整や災害対策本部運営の支援を行うことを主な業務内容と考えております。

配置の状況におきましては、平成26年度に1名、本年度5月より1名を採用いたしまして現在2名体制となっており、総務部防災安全課への配属となっております。

採用の経緯といたしましては、国民生活にも多大な影響を及ぼした未曽有の大災害と

なりました平成23年3月の東日本大震災は、改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにしました。また、近年の異常気象による災害への危機感や住民の防災に対する関心が高まる状況の中、防衛省では、その専門的知識、能力、経験を生かせるよう自衛官に対する地方公共団体等のための防災危機管理教育の制度が始まり、愛知県を初め県内市町村での自衛官による防災専門官等の設置の動きが広がり、本町におきましても、採用についての検討を始めたことがきっかけとなったものです。

いろいろな災害派遣等を体験し、危機管理に対する専門知識を有する防災専門官を設置することにより組織内の災害対応能力を高め、かつ災害から町民の安全・安心を確保する上では、大規模災害を実際に経験したことのない私たちには大きな支援になるものと考え、採用に至ったものであります。以上です。

## (8番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

## 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

では、再質に入ります。

私どものところは2名いるんですが、ほかの近くの市町は何名設置しているんでしょうか。それから、先ほどの経緯の中で、経験とか資格とかということを教えていただきたいんですが。

#### 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

#### 〇防災安全課長(石黒廣輝君)

近隣市町の防災専門官の採用とか時期について、簡単に説明をさせていただきます。 まず、平成24年1月に武豊町で1名を、同年4月におきましては美浜町で1名を、平成25年4月に大府市で1名を、平成26年4月に東海市及び南知多町、本町におきまして 1名、本年5月に南知多で1名追加をさせていただきまして、ついこの間です。同じく 本年11月に東浦町におきまして1名採用しております。以上です。

続けて、防災専門官の災害の経験でよろしいでしょうか。

まず、本町の防災専門官のうち1名につきましては、平成23年の東日本大震災、宮城県の南部地域を初め、平成19年の新潟県中越沖地震、場所が新潟県の柏崎市、平成7年

の阪神・淡路大震災におきましては、神戸市東灘区など国内での11回の災害派遣、合計 延べ169日間の経験を有しております。

また、もう1名につきましては、東日本大震災、東海豪雨、阪神・淡路大震災など国内5回の合計延べ約100日の災害派遣活動を経験しておりまして、各災害直後の現場におきましては、倒壊家屋等からの救出・救護活動の部隊の指揮をとっております。以上です。

# (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

経験時の地位というのかポジションはわかりますか。

#### 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

## 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

ポジションといいますか、さきに説明させていただきました1名につきましては、災害現場直後の災害現場におきまして、東日本大震災の発生直後の現場におきまして、災害派遣時における広報一元化を目指しまして、部内外の広報と報道機関の対応に従事しまして、報道機関、テレビ、ラジオ等、新聞の取材対応に当たったというふうに聞いております。以上です。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

ごめんなさい。もう1名の方は。

#### 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

もう1名につきましては、先ほど説明をさせていただいた内容と同様になりますが、 特に現場を中心に救出・救護活動、部隊にしますと、規模は約30名から100名程度の部 隊を指揮したという経験ということになっております。以上です。

# 〇8番(鳥居恵子君)

じゃあ、次お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

## 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問2の2、防災専門官の専門性を生かして実施した業務は何かについて答弁させていただきます。

自衛隊担当部隊との連携を目的に、昨年度は内海地区で、今年度は豊浜地区で開催しました地区での合同防災訓練の場において、地元消防団や知多南部消防署に自衛隊を交えた救出連携訓練を実施いたしました。また、大規模災害の発生現場での体験を踏まえた防災講話を本年4月より延べ17回実施するなど出前講座を中心に現在活動しておりますが、加えて地域防災力の向上のための地域防災リーダー養成講座、災害時職員行動マニュアルの策定、災害発生時の原因調査等の業務を行っているものでございます。以上です。

#### (8番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

## 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

今お聞きした業務は、講師みたいなことばっかりやっているんですか。17回とかおっしゃいましたよね。防災講話をなさったのは、2年間で17回ですか。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

本年4月よりということで、27年4月から現在までで17回でございます。

#### (8番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

防災専門官は講話がほとんどの仕事というふうに、去年とことしでそんな感じで進んできたんでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

## 〇総務部長 (大岩良三君)

防災専門官につきまして、今年度から2人体制になったこともございまして、出前講座を 変を充実させていこうという形で主に出前講座を実施させていただいております。

また、現在職員の行動マニュアルというものを作成中でございまして、災害時にどういった行動をとるべきか。今までの地域防災計画書にはない、もう少し細かくどういった業務をしたほうがいいんだということで、初動態勢にはこうした業務が必要だよとか、そういった項目も踏まえまして、現在策定をしていただいておるということでございます。よろしくお願いします。

# (8番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

では、過去の1年間は政策マニュアルの準備をしていたということですか。

## 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

## 〇総務部長 (大岩良三君)

過去の1年間につきましては、主に防災安全課の業務の補佐等をしていただいて防災 講話に向けて準備をしていただいたという、主なものでいきますとそういう形で進めて おりました。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問2の3、今後どのような活躍の場を想定しているのか。専門官の活用方針はど うかについて答弁させていただきます。

今後は、最初に述べさせていただきましたとおり、町の地域防災力及び危機管理体制の強化がより図られるよう、地域への啓発活動や地域での防災諸行事へ参加できる機会をふやしていかなければならないと考えております。まだまだ防災専門官自体も南知多町の各地域の実情を100%把握しているとは思っておりませんので、自主防災組織とのつながりをより深められるよう努めていきたいと思っております。

活用方針として、防災専門官にはさまざまな災害の現場での体験や専門知識を生かし、 災害対策本部や現場での危機管理体制の強化を図ってもらうことを考えております。以 上です。

#### (8番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

#### 〇8番(鳥居恵子君)

済みません。今お聞きしていると、何となく防災専門官のイメージがちょっとまだわからないんですけど、やはりせっかく専門官が来てくださったら本当に自分たちがわからないこと、例えばこの南知多をまず知ってほしいんですね。

せんだって1人の人にちょっと歩いていただきましたが、自分たちは防災を一生懸命やっているようなつもりでも、なかなか視点が行かないときがありますので、ぜひ今からは防災の町を知っていただいて、司令的な要素の人が、例えばお2人いたら、できれば担当みたいに分けて、よく一緒に活動して、それはそれでいいんですけれども、分けたりなんかする、いろんなことを考えていただきたいんですが、それで1つ質問が、危機管理のことを先ほどおっしゃっていましたが、危機管理を担当して危機管理は何か変わったんでしょうかということと、職員さんの防災意識について、この方たちが来たことによってかなり変わりましたでしょうか、それを教えてください。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

まず、防災官につきまして、ことしの6月中におきまして、避難所等の確認計画を本 人のほうから出していただきまして、町内の61カ所の避難場所、避難経路の確認をして、 現場を知ることが大事ということで、現場を見ていただいた経緯はございます。

危機管理の関係につきましては、先ほど説明いたしました職員の行動マニュアルを職員の方にまだお示しはしてございませんけれども、地域住民の方への防災講話の普及に努めたいということで、職員に対して防災講話をして、老人会だとか学校関係だとか、そういった方にも防災講話を広めていって防災意識の向上を図っていただきたいという活動をさせていただいております。以上です。

## (8番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

8番、鳥居君。

# 〇8番(鳥居恵子君)

ありがとうございます。

ちょっと申しわけないんですけど、せっかく専門官が見えたら既に何か結論が出るぐらい、1年と2年目で申しわけないんですけど、今、毎日防災のことがテレビをにぎわせたり、いろんなことをやっている町が紹介されて、住民は本当に防災に関してはすごい思いを持っていると思うんですね。私たちも何とか何とかとやっていますが、やはりこのような方たちが来たら、例えば司令塔というんですかね、災害が起こって何人が司令塔になるのかとか、例えば職員さん、今、私たちの町はすごい離れているもんですから、いざ何かがあって何人が来られるんだろうとよく住民側が話題にするときに、私はいつも自分で逃げる、自分でやるということでそれをおさめていますが、そういう不安はみんなが持っていますし、そこで専門官をもうちょっと激しくできればお願いして、早急にいろんなものに対処するレベルを上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それからもう1つ、ぜひお願いがこれに関してあるんですが、地区地区で防災訓練を、豊浜と内海でやったとかいう話もありますが、津波が来たら南知多町は同じ目に遭っているですから、混乱もすると思いますが、ぜひ近い将来、南知多町全体で防災訓練ができるように、専門官の人たちとかいろんなあれで、地区地区でやってはいますけれども、いろんな要求があります。例えば夜やってくれとか、どこへ逃げるんだ、どこへ連絡するんだ、誰がどうするんだとかいうことの、その都度いろんな新しい問題はまさに住民の声だと思いますので、ぜひその点をよろしくお願いしまして質問を終わらせていただきます。

#### 〇議長(松本 保君)

以上で鳥居恵子君の一般質問を終了いたします。

次に6番、山下節子君。

#### 〇6番(山下節子君)

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1番、マイナンバー制度について。

マイナンバー制度について質問します。

- 1. 政府は、マイナンバーについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤ですと説明しています。具体的に町民の利便性はどのように高まるのか、お聞きします。
- 2. 2016年1月以降、社会保障、税、災害対策の3分野で順次利用が始まり、その後、 法律や条令で定められた行政手続しか使用することができないと言われています。国の 社会保障、税、災害の3分野というのは、どの程度の行政手続に使われているのか。ま た、市町村も別途に条例で定めることが必要になる項目はどのくらいあるのか、どのよ うな事務手続で利用されるようになるのか、お聞きします。
- 3. 当面、来年1月から運用が始まる部分の行政事務だけでも広範な分野にわたることになるわけですが、マイナンバーでの運用に当たり、国を初め県や市町村でしっかりとした対応をしていくための準備をしていかなければなりません。そのために必要になるシステム改修費、維持管理費、人件費など、町としてマイナンバー制度の運用に係る経費負担はどのくらいになりますか。
- 4. 負担がふえるという点では、制度導入により企業や自営業者においても従業員や 家族からマイナンバーの提供を受けなければならず、情報漏えいなどの罰則つきで厳格 に管理することになります。中小零細企業は、業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱 えている状況です。中小零細企業に対しての負担軽減を町はどのように考えていますか。
- 5番、日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚し、政府への情報管理への不安 が強まる中、公的機関などで万全の対策がなされているかも不安があります。南知多町 として情報管理の安全性の担保はどのようにされているのか、お聞きします。
- 6. 新聞報道によると、住民への周知が十分と考えている自治体は3割に満たない状況です。さらに、個人への周知に至ってはどの程度かも不明なまま制度が始まろうとしています。南知多町としてこの点をどう受けとめているのか、お聞きします。

2番目、防災、災害対策について。

防災、災害対策について質問します。

1. 地域防災力と町の危機管理体制のさらなる強化を図り、大規模な災害発生時に迅速かつ的確な災害対応、対策を実施するために、高度な専門能力を持つ防災専門官を26年度から設置しています。27年度は2名に増員されました。防災専門官の勤務内容、役割については、住民の皆さんに広く周知されているとは思いません。2名に増員したメリットはいかがお考えか。

- 2. 知多5市5町においても、防災専門官は何名設置されていますか。
- 3. 自助・共助の体制を充実させるという目的で、津波、土砂災害等の各種災害に対し、自分がどのような避難行動をとるべきかあらかじめ理解していただくため、災害・避難カード(防災カルテ)を作成されていますが、進捗状況はどのようになっていますか。

3番目、知の拠点構想について。

公約に掲げてきた人口減少ストップにも役立つ、町内で学ぶ子供たちがグローバルに 活躍できるまちづくりをしたいとの意欲を持って知の拠点構想は検討されてきましたが、 当初の不十分な説明と焦りが多くの混乱を招きました。今後、町長は知の拠点構想につ いてどのように考えているか、お聞きいたします。

再質問は自席で行わせていただきます。

## 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

## 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問の1、マイナンバー制度について答弁させていただきます。

6つの御質問をいただきました。1の2につきましては総務部長から、それ以外は企 画部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは御質問1の1、町民の利便性はどのように高まるかについて答弁させていた だきます。

現在、社会保障・税関係の申請時に、役場、税務署、社会保険事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがございます。マイナンバー制度が整備されますと、課税証明書だとか住民票など添付書類が不要となる場合があるなど、行政手続が簡素化され、負担が軽減されてまいります。また、マイナポータルの活用により行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。以上でございます。

(6番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

## 〇6番(山下節子君)

来年1月から希望者にはマイナンバーカードが交付され、利用が開始されますけれど

も、平成15年から同じように希望者には住民基本台帳カード、通称住基カードが交付されていました。これが利用されて、これで十分便利だったんじゃないかと思います。

現在、利用されている住基カードについて、本町ではこれまでにどれくらいの方が申請、また交付されているのか。このカードはどのようにこれから利用でき、いつまで利用できるのかということをお聞きします。

## 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

# 〇住民課長 (宮地廣二君)

ただいまの山下議員の、住基カードは本町ではこれまでにどのくらい申請、交付され たのか。また、住基カードはどのように利用でき、またいつまで利用できるのかという ことについて答弁させていただきます。

まず住基カードは、平成15年8月25日から、希望する方に対し、交付手数料1件当たり500円とし、本町ではこれまでに延べ394人の方に交付しております。これは、町民の約2%に当たります。ちなみに全国的に見ますと、平成26年3月末まで延べ約834万人、6.5%の交付状況となっております。

次に、住基カードはどのように利用でき、いつまで利用できるのかということにつきましては、まず1つ目としては、このカードは住民基本台帳をもとに作成されておりますので、2種類あるうちの顔写真つきのカードにつきましては、窓口での本人の身分確認として公的な利用がなされるということになっております。

また2つ目としましては、公的個人認証サービスの電子証明書の交付を受けますと、 税の申告としてのe-Taxを初めとした行政手続のインターネット申請ができるよう になり、自宅などのパソコンから行うことができます。

また、3つ目としては、住民票や印鑑登録証明書等の自動交付機により取得することができるなど、市区町村が行う独自サービスがあります。そのほかには、転入・転出手続の際の特例が受けられることなどがあります。

なお、この住基カードの発行は今月末までとなっており、実際には本町での新規の交付、更新の申請は、町広報等でもお知らせいたしましたように先週金曜日、12月4日までとなっており、年末までに交付したいと思っております。その後は、来月からマイナンバーの個人番号カードが発行されますので、同様のサービスが受けられるということになります。

ちなみに、住基カードの有効期限は10年間で来年1月以降も利用できますが、マイナンバーカードの交付を受けますと住基カードとの重複所持は禁止されておりますので、 住基カードについては返却していただくことになっております。以上でございます。

(6番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

今、お答えの中に、住基カードというのは10年間、これまでに400人ぐらいしか使用されていなかったということは、単純に計算すると年間40名ほどということです。実際、住基カードのままでも本当ならいいのではないかという思いがあったんですけれども、マイナンバーが今始まっています。その辺についてはまたこれから質問しますので、次をお願いいたします。

## 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問1の2、国の社会保障、税、災害対策の3分野というのは、どの程度の行政手続に使われているのか。市町村も別途に条例で定めることが必要になる項目はどれくらいあるのか。どのような事務手続で利用されるようになるのかについて、答弁させていただきます。

まず、国の社会保障、税、災害対策の3分野というのはどの程度の行政手続に使われているかについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に定められている特定個人情報を利用できる事務は、未施行のものも含めまして、健康保険法第5条第2項または第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって、主務省令で定めるものを初め104事務、法第19条で特定個人情報の提供を求めることができる事務は122事務となっております。

次に、市町村も別途に条例で定めることが必要になる項目につきましては、市町村により異なり、本町では特定個人情報を利用できる事務で12事務、特定個人情報の提供を求めることができる事務で、町長部局と教育委員会部局をあわせて16事業事務を予定しております。

次に、どのような事務手続で利用されるようになるかについては、社会保障関係では、 法及び条例に定められている事務の申請、申請に係る事実についての審査及びその申請 に対する応答に関する事務で利用することとなります。基本的には、現在行われている 事務で様式等に個人番号を記入する欄がふえ、申請内容や認定条件を審査、確認するた めに特定個人情報を利用することとなります。以上です。

#### (6番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

来年1月からマイナンバーカードが交付されます。社会保障、税、災害対策の手続でマイナンバーの利用が開始され、平成29年1月からはマイナンバーを利用して情報提携を行う情報提供ネットワークシステムの運用が始まります。

さらに、同年7月を目安に地方公共団体等の連携も開始され、これにより行政手続が 簡素化される。また、個人ごとのマイナポータルの運用も平成29年1月から始まり、自 分がどのような個人情報をいつ誰が何のために利用したかを確認できるようになるとの ことですけど、マイナンバーカードを利用して本町ではどのような独自の利用ができる のか、具体的に何か検討、予定していることはありますか。

#### 〇議長(松本 保君)

住民課長、宮地君。

#### 〇住民課長 (宮地廣二君)

ただいまの山下議員の、マイナンバーカードを利用して本町ではどのような独自利用 を検討しているのかにつきまして、答弁させていただきます。

本町では、現在のところ、マイナンバーカードを使って具体的にどのような独自利用ができるのか、調査・研究しているところでございます。全国の市区町村の幾つかでは、来年1月以降利用開始をしようとしている住民票や印鑑登録証明書の公的な証明書を全国の大手コンビニで交付することができるコンビニ交付サービスがありますが、これにつきましては、確かに住民の皆様の利便性の向上につながる最たるものではないかと考えておりますが、数千万円もかかる初期導入費や毎年500万以上もかかるであろうランニングコストなどを考えますと、費用対効果といった面でいきますと、すぐにそういったものを導入することは困難かと考えております。本町におきましては、他の市町と違

いまして、本町を含め両島にも、また内海、師崎にもサービスセンターがございまして、合計 5 カ所で証明交付も行っておりますので、そういったところで御利用していただけたらということで、先ほどのコンビニ交付サービスにつきましては、現在のところ考えていないということでございます。以上でございます。

#### (6番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

## 〇6番(山下節子君)

コンビニサービスについてはほかの市町で考えているところもあるというふうに聞きますけれども、この町内においては利便性が確かによくないというふうに、費用対効果も期待できないというふうに思います。ほかの市町がするからするというような方法はぜひとらないで、まずじっくりと考えていただきたいと思います。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の3、マイナンバー制度運用に係る経費負担について答弁させてい ただきます。

マイナンバー制度の導入に対応して、住基情報システムなどの改修を平成26年度から行っております。平成26年度には、導入のためのプログラム改修委託料や中間サーバー構築の負担金として3,014万1,000円を支出しております。また、本年度におきましても、引き続きシステム改修や負担金として5,999万6,000円の支出を見込んでおります。

さらに28年度においては、システムの運用に向けた情報連携ネットワークとの連携も 含めた運用テストなど、2,644万円の支出が見込まれます。この財源としては、総務省、 厚生労働省の補助金及び地方交付税による措置がとられております。さらにセキュリティー強化のため、今後自治体情報システムの強靱化事業が予定されており、現在、愛知 県より説明を受けているところでございます。

このようなシステムの改修整備後は、その維持管理のための保守料等がふえてくることが考えられ、個人番号カードの発行や更新に係る事務機器等の整備などの費用も発生すると考えられます。また、人件費につきましては、職員の事務量の増加も予想される

ところでございますけれども、人員の増は現状では考えておりません。以上です。

## (6番議員举手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

# 〇6番(山下節子君)

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の4、中小零細企業に対しての負担軽減について答弁させていただきます。

民間事業者の方が制度に対応するため、セキュリティー対策だとかシステム更新のための費用負担が発生しているという状況は聞いておりますけれども、町が単独で番号制度対応の補助を行うことは現在考えておりません。国・県でもマイナンバーに特化した企業向けの補助事業はありませんので、通常の中小企業向けの補助制度、全国商工会連合会等の融資などで対応していただくことになります。以上です。

#### (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

今、中小企業の方は、不況で大変経営的に厳しい状況にあります。そういうときにこういったシステムを入れなければいけないということは、赤字経営がますます悪化するというふうなことにつながってくると思います。そういったことがないように、ぜひ補助制度を拡充させていただくようによろしくお願いいたします。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

# 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の5、情報管理の安全性の担保について答弁させていただきます。 情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続きそれぞれ の機関で管理し、他の機関の個人情報が必要となった場合に情報提供ネットワークを使用して、情報の照会、提供を行う分散管理の仕組みを採用しております。マイナンバー (個人番号) をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、そこから個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

また、情報の照会、提供を行うときもマイナンバーを直接使わず、別の符号を用いた情報連携を行うようにしたり、通信の暗号化をするなどさまざまな措置を行い、さらに国の第三者機関である特定個人情報委員会が監視・監督をしてセキュリティーを確保しております。

町で個人番号を利用する住民情報システムにおきましても、システム的なセキュリティー対策、人的なセキュリティー対策の両方でセキュリティー確保のため、さまざまな 措置を行ってまいります。以上です。

(6番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

今、住民の皆さんは、本当にこれでセキュリティーは大丈夫なのかという不安は物すごくあります。100%の情報漏えいを防ぐ完全なシステムはないというふうに言われています。意図的な盗みどり、人物がいるというリスクも否定できません。

マスコミでも共通認識が広がっています。「セキュリティーに穴はないか。残念ながらないとは言えない。漏えいの穴は主なものだけでも2カ所想定される。地方自治体と民間企業だ」、これは週刊ダイヤモンドからですけれども、地方自治体については、日本年金機構の個人情報流出を受けて総務省が各自治体に対策を求めましたが、それにもかかわらずその対策がとられない自治体が1割から2割ありました。民間企業でも約400万社のうち9割以上が中小企業で、規模の小さい事業者が完全なセキュリティー対策を施すのは至難のわざ、間違いなく完全にはできないというように言われています。この情報漏えいというものは、全て人的によるものだと思います。

その点でマイナンバーのセキュリティーについて、町はこれから先どのようなことを 具体的に考えているか、示していただきたいと思います。

## 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

## 〇企画部長(林 昭利君)

マイナンバー制度に係るセキュリティーについて、町は今後どう考えているかということでございます。

町が持っておる各住基システムについては、先ほど申し上げたように、それぞれ今までこの制度が始まる前から電算システムの中で管理されている中で管理をしております。そういったシステムの中にある個人情報につきましては、外への漏えいを厳しくその仕組みの中で管理するともに、議員が心配されるような個人の人的な原因による漏えい、そういったようなものが心配されます。そういった面では、職員のセキュリティーに対する教育、研修、そういったようなものを深めながらミスのないように今後努めてまいります。

また、民間の方のほうからのセキュリティーについては、それぞれ各機関への周知が各省庁から通じて出されておりますけれども、町のほうはこの制度がまだまだ十分周知されていない中、各民間事業所の皆さん方への周知につきましても、町の広報やホームページを通じて、また今後どのような形で民間の事業者、それから住民の方の混乱が起きないような情報発信をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (6番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

その辺はしっかりとやっておいていただきたいと思います。

また、この辺についてのコンプライアンスですけれども、これからこういうセキュリティーに対する講習会などは近いうちに予定していますか。

#### 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

研修につきましては、まずは庁内にこういった仕組みというのか、マイナンバーを持った情報を持つ、特定個人情報を持つことになりますので、職員に対しては早々にこの制度の理解を深めていきたいと思っております。制度そのものの理解を深めるためには、住民の皆さんや民間企業の皆さんには、情報発信を広報、ホームページで発信しておき

ますけれども、地域での個別の説明会等については今予定させていただいておりません。 (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

# 〇6番(山下節子君)

次お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

企画部長、林君。

#### 〇企画部長(林 昭利君)

それでは御質問1の6、町民への周知状況について町としてどう受けとめているかについて答弁させていただきます。

9月より広報紙等で順次周知をしてまいりました。今いただいている問い合わせの内容も参考にさせていただきながら、今後も町として制度の円滑な運用に向け、引き続き広報紙やホームページを中心に住民の皆様への周知・啓発に努めてまいりたいと思っております。以上です。

#### 〇6番(山下節子君)

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問2の1、防災専門官を2名に増員したメリットについて答弁させていただきます。

一言で申しますと、2名に増員した大きな理由は、町の防災危機管理体制のさらなる強化でございます。平成23年に発生しました東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0という空前の大規模震災と広域大津波による激甚被害をもたらしました。また、発生が懸念され、甚大な被害が予想される南海トラフ地震や、近年全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害など防災に係る環境は厳しさを増しております。災害現場の経験がなく、大規模災害への対応にふなれな我々と異なる危機対応能力を持ち合わせているものと考えております。孤立も懸念される知多半島の先端に位置する本町、加えて2つの離島を抱える地域的特殊事情のもと、自衛隊活動に対する幅広い専門的な知

識と自衛隊とのパイプ役、自衛隊幹部としての経験を有する危機管理能力は大きく期待が持てます。

しかしながら、自衛官とはいえ、1人の力には限りがあります。多種多様な防災対策上の課題解決のために、そのような専門的知識を有する防災専門官を2名配置することで、2名以上の効果を期待しております。以上でございます。

## (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

防災専門官は何年在職するんでしょうか。

#### 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

#### 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

御質問につきましては、雇用の継続性についてでよろしいでしょうか。身分もあわせ て説明をさせていただきます。

防災専門官につきましては、非常勤の職員という身分の取り扱いとなっております。 原則的には単年度の雇用計画となっておりまして、3年を上限に毎年度契約の更新をするかについて、その非常勤職員の勤務評価を行い、判断をさせていただきます。

なお、現時点におきましては、本事業につきましては当面継続することと考えております。以上でございます。

#### (6番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

今、2名に増員した理由をお聞きしました。2名に増員するということで、南知多町 は両島もあり、またそういう専門性も生かす、そこの地域は大変災害の頻度が高いとい うことだから、確かな専門性を持った人というふうに言われました。

私も地区で防災講話を開いたときに、やっぱり本当に厳しい状況の中で災害活動をしてきた元自衛隊の林さんでしたけど、すごくいい内容でした。私は、自衛隊の災害活動はすごくすばらしいものがあると思っているんですけれども、事実、防災専門官という

のは自衛隊を退官された方でなければいけないのでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

## 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

退職自衛官でなくてはならないのかについて答弁をさせていただきます。

南知多町の防災専門官設置要綱がございまして、その中におきまして、雇用に関する 規定を規定しております。防災専門官につきましては、心身健康で職務に対して意欲的 であること、防災等の職務に関して必要な知識を有していること、その他自衛官の経験 を有する者でその勤務成績が良好であることという規定をしております。したがいまし て、現時点では退職自衛官が要件の一つとなっております。以上でございます。

## (6番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

その規定というものは、必ず守らなければいけない規定、遵守しなければいけないものなのでしょうか。

# 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

#### 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

あくまでもこれは町の規定いたしました設置要綱でございますので、必要に応じて改 正とか見直しというのは可能だと考えております。以上です。

#### (6番議員举手)

#### 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

この制度を継続して同じ人に来てもらうということもあるのかと思いますけれども、 私自身の考え方を少し、ここで言っていいのかわからないんですけど、地震とかそうい う災害のときに、消防署の方もすごく献身的な活動をされたと思います。そういった方 も自衛官の方から学ぶこともあるし、町としては、これからはそういう方の雇用も考え ていけるというふうにも思うんですけれども、これは答えていただけますか。

## 〇議長(松本 保君)

よろしいでしょうか。発言の途中ですが、山下君に申し上げます。

発言は、議題外にわたらないように留意してください。よろしくお願いします。

#### 〇6番(山下節子君)

はい。

次お願いします。

#### 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

それでは御質問2の2、知多5市5町について防災専門官は何名設置されていますか について答弁させていただきます。

先ほど鳥居議員さんのところでも報告させていただきましたが、知多地域のうち、市では東海市、大府市が配置しており、町では美浜町、武豊町、東浦町が配置しておりますので、南知多町を含めますと知多地域の5市5町で6団体7名が配置されています。 以上です。

#### (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

次お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

御質問2の3、災害・避難カード(防災カルテ)作成の進捗状況はどのようになって いるかについて答弁させていただきます。

内閣府から示されております避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインにおきまして、自然災害に対しては、各人がみずからの判断で避難行動をとることが原則であることと記載されております。また、市町村は、災害が発生する危険性が高まった場合に起こり得る災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令し、各人は災害種別ごとに自宅が避難が必要なのか、上の階への移動で危険回避はできるのかなどにつ

いて、あらかじめ確認、認識する必要があるとも記述されております。

災害・避難カード(防災カルテ)作成の委託業務につきましては、本年9月に契約を締結しましたが、まず自分がどのようなときにどのような避難行動をとるべきかあらかじめ理解していただくため、津波・土砂災害等の各種災害に対し、各世帯に災害リスク情報を提供できるシステムを構築することとなります。現在は、その災害・避難カード(防災カルテ)の記載内容の検討や必要なデータの収集、確認等の作業を進めているところで、完成は平成28年3月を予定しております。以上です。

## (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

そのとき、要配慮者の方に対する特別な配慮というのはお考えでしょうか。

## 〇議長(松本 保君)

防災安全課長、石黒君。

## 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

災害・避難カードの災害時の要配慮者に対しての配慮ということでよろしいでしょう か。

#### 〇6番(山下節子君)

はい。

# 〇防災安全課長 (石黒廣輝君)

災害・避難カードの作成の目的につきましては、一般世帯も災害時要援護者もともに 自宅等にどのような災害リスクがあり、また家屋内での安全確保も含めました避難行動 について、あらかじめ認識してもらうための仕組みを構築するものであります。災害時 要配慮者も含めまして、カード配付後におきまして、地元地域での説明やまたケーブル テレビ等広報媒体の周知も含めまして努力、努めていきたいと思いますので、よろしく お願いします。

# (6番議員挙手)

# 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

## 〇6番(山下節子君)

ぜひしっかりと要配慮者、また高齢者、障害者のために配慮していただきたいと思います。

3番、次お願いします。

# 〇議長(松本 保君)

町長、石黒君。

#### 〇町長(石黒和彦君)

御質問3の、今後の知の拠点構想についてはどう考えるかという質問に対して答弁を させていただきます。

国際大学の招致を核といたしました知の拠点整備構想については、人口減少、そして 地域経済の縮小に対します脅威にさらされている本町にとりまして、新たな可能性を開 く扉になると考えた構想でございます。

そして、国際大学を本町に設置するに当たりまして、海外の留学生のみならず、日本の学生の居住も考えられますし、何より国際交流拠点として位置づけることによりまして、グローバル教育、あるいは人材育成の環境が整うことで、本町の新たな魅力を国内外に発信することができると考えております。そのことによりまして、若者世代を中心とした移住についてもその効果が促進されると考えております。

また、留学生と町民が交流をすることになりますと、本町の国際化が推進されることとなります。我が町の基幹産業の一つでございます観光業の活性化によりまして、交流人口の増加も見込めます。また、大学を核とした各種コンベンション、イベントなどの誘致も考えることができると思っております。

この町の抱える課題として、例えば1次産業の活性化、2次産業の活性化、防災力の強化、空き家、そして遊休施設、用地などの利活用につきましても、大学の研究機能が貢献をしていただけると考えております。私ども町民、地域と行政と大学が深く連携することによりまして、本町が未来に向かって非常に住みやすい町になると確信をいたしているところでございます。

ただ、今まで私が行ってきた手法というものに対しまして、さまざまな混乱を招いたことは事実でございますが、その全ての反省の上に立ちまして、議員の皆様、そして町民の皆様方の御意見を賜る中で、本町に合った招致の方法、実現の方法を提案者の方々とともに検討し、努力してまいりたい、取り組んでまいりたいと現在考えているところでございます。

## (6番議員挙手)

## 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

この知の拠点整備構想は、モンテ・カセム氏の構想から始まったものだというふうに 思っています。そして、独立行政法人を立ち上げるというふうな考え方だったと思うん ですけれども、それが実際予想以上に時間がかかるということで、独立行政法人にかわ るものはないかということで、学校法人の制度についてという説明もありました。

今ここで町長にお聞きしたいのは、この話が変わったという点で、変わるというか、もう少し見直さなければいけないというところが出てきたと思われるんですけれども、そのときにやはり行政の中で、職員の中できちっとそういう話が幹部や企画課、そういったところだけじゃなくて職員の共通認識に立っているか、このことがこれから行政を進めていく、この大学の問題を進めていく上ですごく重要な課題となります。幹部の方と話をしても、何か自分たちには話がなかったというふうな声も聞かれました。それは、置き去りにされたような感も聞いていて受けるような気もします。率直に言って、町長は本当に知の拠点整備構想、モンテ・カセムさんの方向で確実にやる気があるのかどうか。また、町の職員とどこまで一緒にやっていく気があるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

#### 〇議長(松本 保君)

町長、石黒君。

#### 〇町長(石黒和彦君)

まず、地方独立行政法人につきましての簡単な考え方をお伝えします。

当初、提案者は、地方独立行政法人を人、物、お金の受け皿としてつくる方法をお示しいただきました。これにつきましては、創立をするということに対して法律的にできないと書いていない以上、できる方法があるから探ろうじゃないかと。そのもともとの趣旨としましては、南知多町の懸案を解決する、この地域にふさわしい大学でなくてはならない。また、自分がつくろうとしている大学の理念とも合わなくてはならない。そのためには、例えばある大学のように、具体的に言いますと、早稲田のように大隈重信、慶応の福沢諭吉とか、ある創始者、この大学をつくらなくてはならないという建学の精神というものがあって、大学というのは文科省が審査をし、認めるものでありまして、

その建学の精神の中に南知多町の課題を含めてつくろうじゃないかというときの手法と して地方独立行政法人をつくったらどうだというのが示されたものでございます。

それにつきましては、今議員おっしゃるとおり、なかなか難しいと。その段階で、町の全ての職員に対しての意思の疎通が図れておるわけではございませんでしたことは、 先ほど申し述べましたように、私の手法においてまだまだ未熟なところがあり、皆様に 混乱を招いたところがあって反省しておるところでございます。

次に、具体的にそれでは次のステップで、あるいはまた違う方法で招致をする方法はないかということの検討に今入っているところでございまして、それにつきましては、 先ほどの反省の上に立って職員とよく話し合いながら、また議員の皆様、そして町民の皆様方に進捗状況の中で確実なものを前提としてお示しをしながらこの構想を、先ほど言ったように、私の人口減少ストップに対してしっかり夢を持って、自分の仕事として取り組んでいくという気持ちには変わりございません。そういう気持ちで、提案者側がもうだめだと言うまでは一緒に頑張っていこうと。その約束をしている間は、将来の南知多の未来に向かって希望のある事業としてしっかり取り組んでいきたいと先ほど答えたとおりでございます。

(6番議員挙手)

#### 〇議長(松本 保君)

6番、山下君。

#### 〇6番(山下節子君)

ということは、今の町長の今後に関することをしっかりとお聞きしました。やはり職員の連携が大事だと思います。大学をつくるのは、教育から土地の問題、全ての問題がかかわってくればいろんな部署にかかわってくると思うんですけれども、これまでのやり方の中で町長にはそういう問題があったと思います。横の風通しをよくする、そういったことを言っておきながら実際にはできていなかった。そのことの反省をしっかりと踏まえた上で、職員の皆さんの連携、共通の認識はしっかりと持っていただきたいと思います。

そして、これからいろいろやるにもやっぱり住民の皆さんが行政を信じることだと思います。また、私たちもしっかりと町長、行政に対して、知の拠点について、大学問題についても、私の聞いたところでもその問題はいいねというような声も聞かれます。また、疑問に思う方もあります。そういったことにしっかりと耳を傾けて前に進んでいた

だきたいと思います。終わります。

# 〇議長(松本 保君)

以上で山下節子君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は3時55分までといたします。

〔 休憩 15時41分 〕

〔 再開 15時55分 〕

# 〇議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第5 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について(山海地区内における交通事故))

# 〇議長(松本 保君)

日程第5、報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について(山海地区内における交通事故))の件を議題とします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

それではお手元の資料、報告第6号 専決処分の報告について御説明いたします。 2枚目をごらんください。

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字山海地区内で発生しました交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年11月26日付で専決処分したものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成27年10月15日午前11時ごろ、用務中の職員が公 用車を切り返して発進させようとバックした際に、後方確認を怠り、相手方の自宅庭入 り口の鉄柱に衝突し、当該鉄柱を損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は8万5,123円でありまして、和解の内容は、町は相手方の自宅庭入り口の鉄柱1本の現状復旧をするもの

でございます。事故を起こして申しわけございませんでした。

今後につきまして、職員の交通安全には十分心がけるよう指導に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって報告を終わります。

日程第6 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度南知多町 一般会計補正予算 (第4号))

# 〇議長(松本 保君)

日程第6、議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度南知多町 一般会計補正予算(第4号))の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

## 〇副町長(北川眞木夫君)

議案第66号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上 げます。

平成27年度南知多町一般会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条 第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、 承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億651万5,000円としたものであります。

地方債の補正、第2条は、地方債の追加をしたものであります。

補正をお願いする内容であります。まず歳出から御説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。

今回の補正は、本年9月8日から9日の台風18号による公共土木施設の災害復旧に要する経費であります。

中ほどにあります 3. 歳出です。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう施設災害復旧費1,010万5,000円の増額補正であります。これは、町道弁 財照浜線初め4路線において道路のり面が被災したため、国の補助を受け災害復旧を行 うに当たり、地質調査、測量、設計を行った経費であります。

以上で歳出の説明は終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段にあります 2. 歳入です。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,000円の増額 補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額したものであ ります。

次に、20款町債、1項町債、11目災害復旧債1,010万円の増額補正であります。歳出で御説明しました町道弁財照浜線初め、4路線における災害復旧事業に係る町債を追加したものであります。

以上で歳入の説明を終わり、次に4ページをごらんください。

第2表 地方債補正であります。先ほど歳入の20款町債において説明させていただきました地方債の追加であります。一般会計の地方債残高は10ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

表の一番下段の右端になりますが、平成27年度末現在高見込額は63億8,583万1,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

# 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の制定について

#### 〇議長(松本 保君)

日程第7、議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

## 〇総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第67号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、制定理由の説明をいたします。

制定理由の説明をごらんください。

1の制定の理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号が平成28年1月1日に施行されたことに伴い、 法第9条第2項及び法第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報 の提供について新たに条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の主な内容です。

(1) 法第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供等に関しての必要な事項を定めるもので、第1条関係であります。

法第9条第2項の規定では、地方公共団体の長、その他の執行機関が社会保障、税、 防災に関する事務であって条例で定めるものの処理に関し、保有する特定個人情報ファ イルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために、必要な限度において個人番号 を利用することができるというものでございます。

また、法第19条第9号の規定では、条例で定めることで必要な限度で同じ地方公共団体内部の他機関、例えば教育委員会への特定個人情報の提供は認められるというものであります。

- (2)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するため町の責務を定めるもので、第3条関係であります。
- (3)個人番号の利用範囲として、ア、町の機関が個人番号を利用することができる法で規定されている事務、社会保障、税、防災に関する事務及びその他これに類する事務

である法定事務及び法定事務以外の事務、これを独自利用事務として定めるもので、本 条例本文の3ページから4ページの別表第1、第4条関係に記載のある12項目を上げて おりますので、ごらんください。

別表第1の上段から、子供に係る医療費の支給に関する事務、心身障害者に係る医療費の支給、災害用慰金、もしくは災害障害見舞金の支給または災害援護資金の貸し付け、母子家庭などの母及び父並びにこれらの家庭の児童に係る医療費の支給、精神障害者に係る医療費の支給、就学援助費の支給、次のページの私立幼稚園費補助金の交付、特別支援教育就学時奨励費の支給、子育て支援金の支給、後期高齢者福祉医療費の支給、一般不妊治療費の助成、親子通園事業に係る費用の徴収に係るこれらの事務において、税の所得税法や福祉、保険、もしくは医療その他社会保障の情報提供を受けられるようにするものです。

次に、制定理由のページに戻っていただき、1ページ中段の(3)のイからごらんください。

イ、町が同一の機関内おいて、法定事務を行う上での法別表第2に規定のない情報連携及び独自利用事務を処理するための情報連携について定めるものです。

ウ、町が同一の機関内において、法別表第2に規定されている他の団体、情報提供ネットワークシステムでございますが、との情報連携と同じ内容のものを処理するための情報連携について定めるものです。

エ、他の条例等により特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務づけている場合において、当該特定個人情報を利用するときは当該書面の提出があったものとみなすもので、提出書類の省略化を進めるものです。第4条別表第1及び別表第2関係であります。

(4)特定個人情報の提供として、ア、町の機関が他の機関との間において法定事務及び独自利用事務を処理するための情報連携について定めるものです。

イ、他の条例等により特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出を義務づけている場合において、当該特定個人情報を利用するときは当該書面の提出があったものとみなすもので、提出書類の省略化を進めるものです。第5条及び別表第3関係であります。

3. 施行期日は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とするもので、来年1 月1日が施行の日となります。 以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会 に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

# 日程第8 議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例について

#### 〇議長(松本 保君)

日程第8、議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第68号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容です。議会議員その他非常勤の職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由により他の法令による障害

厚生年金等の年金が支給される場合には調整を行う規定の改正で、附則第5条関係であります。

3. 施行期日は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものであります。 なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどご らんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

## 〇議長(松本 保君)

日程第9、議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

#### 〇総務部長 (大岩良三君)

それでは、議案第69号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。先ほど議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

に関する条例の一部を改正する条例で説明させていただきました被用者年金制度の一元 化の理由と同じでございます。

2の改正の内容です。(1)は先ほどと同じで、町消防団員等が公務上の災害に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合において、同一の事由により他の法令による障害厚生年金等の年金が支給される場合には調整を行う規定の改正で、附則第5条関係であります。

- (2)は特殊公務災害。これは、災害対応など危険な業務に係る傷病補償年金等について従来と異なる調整率を用いることとする改正で、具体的には特殊公務災害に該当する場合は加算され、調整率が高くなったもので、附則第5条関係であります。
- 3. 施行期日は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものであります。 なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどご らんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第69号については総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

# 日程第10 議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

# 〇議長(松本 保君)

日程第10、議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

## 〇総務部長(大岩良三君)

それでは、議案第70号 南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案 理由の説明をいたします。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が同年9月30日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。(1)第1条の改正は猶予制度の見直しに関するもので、平成26年度の税制改正で国税徴収法等が改正され、申請による換価猶予が創設されたもので、平成27年度に地方税の猶予制度も所要の見直しが行われたものでございます。

アの徴収猶予に係る分割納付(分割納入)の方法に関する規定の整備は、第10条関係であります。

イの徴収猶予の申請手続に関する規定の整備は、第11条関係であります。

ウの職権による換価の猶予の申請手続に関する規定の整備は、第12条関係であります。 エの申請による換価の猶予の申請手続に関する規定の創設及び整備は、第13条関係で あります。

オの担保を徴する必要がない場合についての規定の整備は、第14条関係であります。

(2)第2条の改正は、ことし9月に改正をお願いしました南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を追加したものにつきまして一部改正となったものでございます。

アは、法人について納付書及び納入書に法人番号を記載すべきとしていた規定を削除 するとしたもので、第2条関係でございます。

イは、法人番号に関する説明規定の追加で、第35条の2、第59条の2、第80条、第 125条の3及び第147条関係でございます。

- 3. 施行期日等について、(1)の施行期日は平成28年4月1日とする。ただし、第2条の改正規定は公布の日とするものでございます。
- (2)は、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置でございます。

ア、第10条、第11条及び第14条(徴収の猶予に係る部分に限る)の規定は、前号の施 行期日以後に申請される徴収の猶予について適用し、同日前に申請された徴収の猶予に ついては、なお従前の例によるものとするものです。

イ、第12条及び第14条(職権による換価の猶予に関する部分に限る)の規定は、前号 の施行期日以後にされる換価の猶予について適用し、同日前にされた換価の猶予につい ては、なお従前の例によるものとするものです。

ウの第13条及び第14条(申請による換価の猶予に係る部分に限る)の規定は、前号の施行期日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用するものとするものです。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほど ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会 に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第70号の件については総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

# 日程第11 議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

# 〇議長(松本 保君)

日程第11、議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

## 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

議案第71号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の 御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1. 改正の理由でございます。介護保険法施行規則の一部改正が平成27年9月29日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2の改正の内容は、介護保険法施行規則の一部改正に伴う所要の整備として様式に個 人番号を追加するもので、第9条及び第10条関係の改正でございます。

3の施行期日は、平成28年1月1日からでございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。 以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

## 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第71号の件については文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算 (第5号)

## 〇議長(松本 保君)

日程第12、議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)の件を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

## 〇副町長 (北川眞木夫君)

議案第72号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,664万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,315万9,000円とするものであります。

また、2条は地方債の補正で、地方債の追加をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は、大きく分けますと人事異動などに伴います人件費と当面の 行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。人件費につきまして は、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていた だきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。42ページ、43ページをごらんください。 補正予算給与費明細書でございます。左ページの1.特別職の表の一番下段にありま す比較の計の欄をごらんください。

給与費のうち、その他の手当を27万円増額し、共済費につきましては、8万3,000円 を減額するものであります。

次に右のページをごらんください。一般職の給与費及び共済費の補正であります。

(1)総括の表をごらんください。

給与費のうち、給料は比較欄296万9,000円の減額であります。これは、職員の退職を 含めました職員異動などによるものでございます。職員手当等の620万4,000円の増額は、 下段の表に内訳がございますが、職員異動などに伴います増減となっています。

次の44ページは、今回の補正の増減額の明細、45ページと46ページは、補正後の給料 及び職員手当の状況をあらわしたものであります。御説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の補正内容について御説明させていただきます。18ページ、19ページをごらんください。

上段になります。2款総務費、1項総務管理費、15目諸費です。19節負担金、補助及び交付金623万7,000円の増額補正であります。これは、水道事業会計で実施します篠島浦磯水道配水管新設事業費及び上水道安全対策配水地耐震補強事業費、内海配水地耐震補強事業でございますが、それの一部を一般会計から補助するものでございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費です。20ページ、21ページ

をごらんください。

21ページ上段になります。12節役務費1万3,000円は、個人番号カード顔認証システム保守点検に係る手数料であります。

18節備品購入費33万9,000円は、個人番号カード顔認証システム顔認証用端末などを購入する経費であります。

中段になります。 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費です。13節委託料162万円は、 公職選挙法の一部を改正する法律による選挙権年齢引き下げに対応するために、選挙人 名簿システムを改修する経費であります。

22、23ページをごらんください。

中段になります。3款民生費、1項社会福祉費、3目国民年金費です。13節委託料 113万4,000円は、国民年金事務における保険料の免除申請様式の変更及び納付猶予制度 の法改正により年金システムを改修する経費であります。

24ページ、25ページをごらんください。

中段になります。6目介護保険費です。28節繰出金8万5,000円の減額は、介護保険特別会計における職員人件費の減額に伴いまして、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

少し飛びまして、28ページ、29ページをごらんください。

上段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費です。19節 負担金、補助及び交付金135万9,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組 合職員の人件費は増額となりましたが、平成26年度の繰越金の精算により分担金を全体 として減額するものであります。

30ページ、31ページをごらんください。

下段になります。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費です、19節負担金、補助及び交付金100万5,000円の増額補正であります。これは、師崎漁業協同組合が実施する運搬用トラックの更新事業などの漁村活性化総合対策事業補助金の増額補正であります。

大きく飛びまして、40ページ、41ページをごらんください。

下段になります。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費と2項公共土木施設災害復旧費、2目河川施設災害復旧費は、予備費を充用して実施いたしました。台風18号による農業施設の災害復旧費につきまして、災害復旧債

を充当するための財源構成であります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費は、15節工事請負費 2,251万5,000円の増額補正であります。本年9月8日から9日の台風18号による豪雨に より、篠島汐味道路を初め4カ所において道路が被災したため、復旧に要する工事費で あります。

次に、4目海岸施設災害復旧費は、15節工事請負費206万8,000円の増額補正であります。これは、本年8月25日から26日の台風15号により内海港海岸を初め3カ所の海岸に漂着いたしました流木等の処理を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2. 歳入です。 9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税は、1 億4,945万円の増額補正であります。これは、平成27年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、予算計上額との差額分を追加計上するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金は、1,650万4,000円の増額補正であります。歳出で御説明しました道路橋りょう施設災害復旧工事に係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は45万8,000円の増額補正であります。歳出 で御説明しました選挙人名簿システム改修費に係る国の補助金であります。

次に、7目教育費国庫補助金は、1,508万円の減額補正であります。これは、当初予算に計上しました篠島開発総合センター耐震等改修事業の財源としまして離島活性化交付金を申請していましたが、不採択となりましたので、減額するものでございます。

3項委託金、2目民生費委託金は113万4,000円の増額補正であります。歳出で御説明 しました国民年金システム改修費に係る国の事務交付金であります。

12ページ、13ページをごらんください。

14款県支出金、1項県負担金、3目災害復旧費県負担金は219万円の増額補正であります。歳出で御説明しました海岸施設災害復旧費のうち、海岸に漂着しました流木等の収集運搬及び処分する経費の2分の1相当額を県からいただくものであります。

次に、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、91万5,000円の増額補正であります。歳出で御説明しました漁村活性化総合対策事業費に係る県の補助金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1億8,810万9,000円の減

額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

次に、20款町債、1項町債、4目教育債680万円の増額補正であります。これは、篠島開発総合センター耐震等改修事業に対する国庫補助金が減額となったため、地方債を増額するものであります。

次に、5 目臨時財政対策債3,818万2,000の増額補正であります。これは、平成27年度 分の普通交付税額が決定したことによりまして、本町が借り入れすることができます臨 時財政対策債の額が確定しましたので、その限度額と同額を借り入れするために増額す るものであります。

次に、6目総務債330万円の増額補正であります。これは、歳出で説明しました水道施設整備事業費補助金を財源としまして、水道事業会計、一般会計出資債を増額するものであります。

11目災害復旧債です。1,090万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました道路橋りょう施設災害事業、河川施設災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業につきまして、災害復旧債の借り入れを行うものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に5ページをごらんください。

ただいま歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の追加及び変更でございます。一般会計の地方債残高はこの補正予算書の47ページにありますので、ごらんいただきたいと思います。

表の一番下段の右側になりますが、平成27年度末現在高見込額は、64億4,501万3,000 円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託

いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第72号の件については各委員会に付託すること に決定いたしました。

## 日程第13 議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

## 〇議長(松本 保君)

日程第13、議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、渡辺君。

## 〇厚生部長 (渡辺三郎君)

それでは、議案第73号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の 提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,296万3,000円とするもので ございます。

歳出から説明させていただきます。8ページ、9ページをごらんください。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は、43万9,000円の減額補正でございます。これは、包括支援センター職員の人事異動に伴う補正で、内訳としまして、2節給料で11万9,000円の増額、3節職員手当等で43万9,000円の減額、4節共済費で11万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

上から、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)の減額補正17万1,000円。

次に、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)の減額補正8万5,000円。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)の減額補正で8万5,000円。

その下の9款介護予防サービス計画等収入、1項介護予防サービス計画等収入、1目 介護予防サービス計画費収入の減額補正9万8,000円でございます。歳出の減額分を介 護保険の財源負担割合などに応じて減額補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

# 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会 に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第73号の件については文教厚生委員会に付託す ることに決定いたしました。

# 日程第14 議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算 (第1号)

# 〇議長(松本 保君)

日程第14、議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)の件を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

#### 〇建設経済部長(吉村仁志君)

議案第74号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提 案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用 を400万8,000円に増額し、その総額を7億8,113万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が 資本的支出額に対し不足する額1億4,520万2,000円を1億3,370万7,000円に改め、当年 度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,214万1,000円を2,132万5,000円に改め、 過年度分損益勘定留保資金1億2,306万1,000円を1億1,238万2,000円に改めるものであ ります。

また、収入として第1款資本的収入の減額及び財源構成を行うもので、968万1,000円減額し、その総額を3億4,967万6,000円、支出として第1款資本的支出を2,117万6,000円減額し、その総額を4億8,338万3,000円とするものであります。

次に2ページをごらんください。

企業債の第4条は、予算第5条に定めた企業債を330万円減額し、限度額を1億4,070 万円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第5条は、予算第6条に定めた(1)職員給与費を710万7,000円減額し、その総額を6,273万円とするものであります。

次に、他会計からの補助金の第6条は、予算第7条に定めた町補助金を330万円増額 し、その総額を8,505万2,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。まず、歳出の人件費から御説明 いたします。

6ページをごらんください。6ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

1. 総括の比較合計をごらんください。給与費557万1,000円、法定福利費153万6,000円、合計710万7,000円減額をするものであります。これは、人事異動等に伴い減額補正をするものであります。

次の7ページから9ページは、今回の補正の増減額の明細と給与及び手当て等の状況 をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをごらんください。

人件費以外の補正内容について御説明申し上げます。

補正予算事項別明細書であります。収益的支出の支出として、1款水道事業費用、2 項営業外費用、2目雑支出682万円を増額補正するもので、消費税及び地方消費税の支 出に充てるものであります。

次に、18、19ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入として、1款資本的収入、1項工事負担金、1目工事負担 金1,755万5,000円の減額は、県事業のおくれによる県道改良工事に伴う岩屋配水場実施 設計負担金の減額をするもの、また3項企業債、1目企業債330万円の減額、4項補助金、3目町補助金1,117万4,000円の増額は、内海配水池耐震補強工事の財源構成及び離島配水管布設がえ工事等補助金の増額をするものであります。

支出としまして、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費2,117万6,000円の減額のうち1,688万1,000円の減額は、県事業のおくれによる県道改良工事に伴う岩屋配水場実施設計委託料の減額をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

# 〇議長(松本 保君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第74号の件については総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

# 〇議長(松本 保君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[ 散会 16時53分]